

(仮称) 大田区環境アクションプラン 素案

(包含計画)

大田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
大田区生物多様性地域戦略
大田区気候変動適応方針

令和3年10月

大田区

(仮称) 大田区環境アクションプラン (素案) 目次

| | |
|-------------------------------------|-----------|
| 第1章 大田区環境アクションプランの策定にあたって | 1 |
| 1 世界の動向 | 2 |
| 2 国の動向 | 3 |
| 3 東京都の動向 | 5 |
| 4 大田区の動向 | 5 |
| 第2章 計画の基本事項 | 7 |
| 1 計画の目的 | 8 |
| 2 見直しの視点 | 8 |
| (1) 新たな環境課題への対応 | 8 |
| ア 脱炭素社会への対応 | 8 |
| イ プラスチックごみの発生抑制 | 8 |
| ウ 食品ロスの削減 | 8 |
| エ ウィズコロナ、アフターコロナを踏まえた事業展開 | 8 |
| (2) SDGsの推進 | 9 |
| (3) 気候変動への適応 | 9 |
| 3 計画の対象地域 | 9 |
| 4 対象とする環境の範囲 | 10 |
| 5 計画の期間 | 10 |
| 6 計画の位置づけ | 11 |
| 第3章 将来の環境像と基本目標 | 12 |
| 1 大田区が目指す環境像 | 13 |
| 2 5つの基本目標 | 13 |
| 第4章 基本目標実現のための取組 | 14 |
| 1 目標を踏まえた今回の計画 | 15 |
| 2 各主体の基本的な役割 | 16 |
| 基本目標A 環境課題の解決に向けたパートナーシップの推進 | 18 |
| 基本目標B 気候変動緩和策の推進 | 23 |
| 基本目標C 自然共生社会の構築 | 33 |
| 基本目標D 快適で安全な暮らしの実現 | 42 |
| 基本目標E 循環型社会の構築 | 45 |
| 第5章 大田区気候変動適応方針 | 49 |
| 1 大田区気候変動適応方針の基本事項 | 50 |
| (1) 策定の趣旨 | 50 |

| | |
|--------------------------|----|
| (2) 方針の位置付け | 50 |
| (3) 大田区の地域特性 | 50 |
| 2 気候の状況と将来予測 | 50 |
| (1) これまでの気候の状況 | 50 |
| (2) 将来予測 | 55 |
| 3 適応方針の基本的な考え方 | 58 |
| 4 大田区における気候変動適応策 | 58 |
| (1) 「自然災害・沿岸域」分野における適応策 | 59 |
| (2) 「健康」分野における適応策 | 59 |
| (3) 「国民生活・都市生活」分野における適応策 | 59 |

| | |
|--------------------|-----------|
| 第6章 計画の進行管理 | 61 |
|--------------------|-----------|

| | |
|-----------|----|
| 1 計画の推進体制 | 62 |
| 2 計画の進行管理 | 63 |

| | |
|-------------------|-----------|
| 参考資料 (編集中) | 64 |
|-------------------|-----------|

| | |
|----------------|--|
| 資料1 大田区環境基本条例 | |
| 資料2 計画の作成体制・経過 | |
| 資料3 用語解説 | |

第1章

大田区環境アクションプランの 策定にあたって

第1章 大田区環境アクションプランの策定にあたって

1 世界の動向

私たちの生活は豊かで便利になった一方で、経済成長に伴う都市化や行動様式の変化が環境に大きな影響を与えるようになり、大気汚染、水質汚濁、自然環境の喪失など、地域における様々な環境問題を引き起こしています。また、人為起源の二酸化炭素の排出増加に伴う地球温暖化が進行しており、私たちに身近なところで既に影響が現れているほか、廃棄物の海洋への流出など、環境を取り巻く社会情勢は多様化・複雑化しています。

このような状況を踏まえ、平成27年（2015年）9月、国連総会において、環境、経済及び社会に関する広域な課題へ統合的に取り組む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中で2030年までの達成すべき国際目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が設定されました。SDGsは「私たちの世界を変革する」、「誰一人取り残さない」をキーワードに、エネルギー問題や、気候変動対策、生物多様性の保全等を含む17のゴールと169のターゲットを掲げています。

気候変動に関する動向としては、平成27年（2015年）12月にフランスのパリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において「パリ協定」が採択され、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求する」ことが目標として掲げられました。平成28年10月には、国連の「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が「1.5℃特別報告書」を公表し、世界平均気温は約1.0℃上昇しており、このままでは2030年までにパリ協定の目標である1.5℃以上の気温上昇に到達する恐れがあると世界に警鐘を鳴らしています。令和2年（2020年）にはパリ協定の実施段階に入り、各国の温室効果ガス排出量削減に向けた取組が加速しています。

資源循環に関する動向としては、海洋生物の体内からマイクロプラスチックが発見されるなどの被害が報告されており、プラスチックごみによる海洋汚染が深刻な課題となっています。令和元年（2019年）6月には、G20大阪サミットにおいて、世界共通の目標として、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。また、G20エネルギー・環境閣僚会合では、その実現に向けて行動計画の進捗状況を定期的に報告・共有する「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」が合意されています。

また、先進国を中心に発生している食品ロスについても課題になっています。ヨーロッパ諸国では、廃棄処分対象となった食品のみを扱ったスーパーマーケットや廃棄予定の食品を活用したレストランが開かれるなど、世界でも食品ロス削減に向けた取組が進められています。

＜世界の動向＞

| 分野 | 計画・施策等 | 策定・施行年月等 |
|-----------------|---------------------|----------------|
| 環境に関わる 世界の動向 | 持続可能な開発目標（SDGs） | 平成 27 年 9 月採択 |
| | パリ協定 | 平成 27 年 12 月採択 |
| | 大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの共有 | 令和元年 6 月 |
| | パリ協定の運用開始 | 令和 2 年 1 月～ |

令和元年（2019年）12月に中国で初めて確認された新型コロナウイルス感染症は、全世界で感染が拡大し、WHO（世界保健機関）が令和2年（2020年）3月にパンデミック（世界的大流行）を宣言しました。感染症の拡大は不要不急の外出の自粛や大規模イベントの中止など、社会全体に大きな影響を及ぼすとともに、テレワークやデジタル化の普及など、「新しい生活様式」への転換が求められています。

2 国の動向

政府は、平成30年（2018年）4月に、「第五次環境基本計画」を閣議決定し、目指すべき社会の姿として、「地域循環共生圏」を提唱しました。また、複合的な環境課題の解決に向け、特定の環境施策が複数の異なる経済・社会的課題をも統合的に解決することを目指す、分野横断的な6つの重点戦略を設定しました。

6つの重点戦略

| | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① 持続可能な生産と消費を実現する グリーンな経済システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ E S G 投資、グリーンボンド等の普及・拡大 ○ 税制全体のグリーン化の推進 ○ サービサイジング、シェアリング・エコノミー ○ 再エネ水素、水素サプライチェーン ○ 都市鉱山の活用 等 <div style="text-align: right; font-size: small;">  海上風力発電施設 <small>（H28環境白書より）</small> </div> | <p>② 国土のストックとしての価値の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気候変動への適応も含めた強靱な社会づくり ○ 生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR） ○ 森林環境税の活用も含めた森林整備・保全 ○ コンパクトシティ・小さな拠点＋再エネ・省エネ ○ マイクロプラを含めた海洋ごみ対策 等 <div style="text-align: right; font-size: small;">  土砂崩壊防止保土林 <small>（環境省HPより）</small> </div> |
| <p>③ 地域資源を活用した持続可能な地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における「人づくり」 ○ 地域における環境金融の拡大 ○ 地域資源・エネルギーを活かした収支改善 ○ 国立公園を軸とした地方創生 ○ 都市も関与した森・里・川・海の保全再生・利用 ○ 都市と農山漁村の共生・対流 等 <div style="text-align: right; font-size: small;">  バイオマス発電所 <small>（H29環境白書より）</small> </div> | <p>④ 健康で心豊かな暮らしの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 持続可能な消費行動への転換（倫理的消費、COOL CHOICEなど） ○ 食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の推進 ○ 低炭素で健康な住まいの普及 ○ テレワークなど働き方改革＋CO2・資源の削減 ○ 地方移住・二地域居住の推進＋森・里・川・海の管理 ○ 良好な生活環境の保全 等 <div style="text-align: right; font-size: small;">  森里川海のつながり <small>（環境省HPより）</small> </div> |
| <p>⑤ 持続可能性を支える技術の開発・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福島イノベーション・コースト構想→脱炭素化を牽引（再エネ由来水素、浮体式洋上風力等） ○ 自動運転、ドローン等の活用による「物流革命」 ○ バイオマス由来の化成品創出（セルロースナノファイバー等） ○ AI等の活用による生産最適化 等 <div style="text-align: right; font-size: small;">  セルロースナノファイバー <small>（H29環境白書より）</small> </div> | <p>⑥ 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と 戦略的パートナーシップの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境インフラの輸出 ○ 適応プラットフォームを通じた適応支援 ○ 温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズ ○ 「課題解決先進国」として海外における「持続可能な社会」の構築支援 等 <div style="text-align: right; font-size: small;">  日中首脳・環境フォーラム <small>に出発した中川環境大臣</small> </div> |

資料：「第5次環境基本計画の概要」（環境省）

気候変動に関しては、令和2年（2020年）10月に「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すことを宣言するとともに、同年12月には、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定し、温暖化への対応を経済成長の制約やコストとするのではなく、経済と環境の好循環を作っていく産業政策として位置付けました。

また、令和3年（2021年）4月には、気候変動サミットにおいて、温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で46%削減すること及び50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。同年5月には「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」を改正し、「2050年までの脱炭素社会の実現」が基本理念として位置付けられました。同年6月には、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」を策定し、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションの加速、地域の再生可能エネルギーの活用、企業の脱炭素経営の促進を図ることなどが掲げられました。

資源循環に関しては、令和元年（2019年）5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、ワンウェイプラスチックを2030年までに累積25%排出抑制することや2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル等により有効活用することなどの目標を定めました。さらに、令和3年（2021年）6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を公布し、ワンウェイプラスチックの使用の合理化やプラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化などといった事項について基本的方針を定めています。

食品ロスに関しては、農林水産省及び環境省が公表した平成30年度推計値によると、日本では1年間に約600万トンもの食料が捨てられています。こうした状況を踏まえ、平成30年（2018年）6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、2030年度までに家庭からの食品ロスを2000年度比で半減する、という目標を定めました。さらに、令和元年（2019年）5月に食品ロスの削減に関して、各主体の役割や、施策の基本となる事項を定めた「食品ロス削減法」を公布しました。

＜国の動向＞

| 分野 | 計画・施策等 | 策定・施行年月等 |
|-------------|---------------------------|------------|
| 国の関連 施策等 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 | 平成27年4月施行 |
| | 長期エネルギー需給見通し | 平成27年7月策定 |
| | 地球温暖化対策計画 | 平成28年5月策定 |
| | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 | 平成29年4月全部 |
| | 第五次環境基本計画 | 平成30年4月策定 |
| | 第四次循環型社会形成推進基本計画 | 平成30年6月策定 |
| | 第五次エネルギー基本計画 | 平成30年7月策定 |
| | 気候変動適応計画 | 平成30年11月策定 |

| | |
|-----------------------------|---------------|
| 水素・燃料電池戦略ロードマップ | 平成 31 年 3 月策定 |
| プラスチック資源循環戦略 | 令和元年 5 月策定 |
| 食品ロスの削減の推進に関する法律 | 令和元年 5 月施行 |
| 2050 年カーボン・ニュートラル社会の実現を宣言 | 令和 2 年 10 月 |
| 2030 年までに温室効果ガス排出量 46%削減を表明 | 令和 3 年 4 月 |
| 地球温暖化対策の推進に関する法律 | 令和 3 年 5 月改正 |

3 東京都の動向

東京都は、令和元年（2019 年）5 月に U20 東京メイヤーズ・サミットで平均気温の上昇を 1.5℃に抑え 2050 年までに CO2 排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言し、同年 12 月に「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。併せて重点的対策が必要な 3 つの分野について、取り組み内容を記した「東京都気候変動適応方針」「プラスチック削減プログラム」「ZEV 普及プログラム」を策定しました。

その後、気候危機の状況が一層深刻化していることから、都内温室効果ガス排出量を 2030 年までに 50%削減（2000 年比）すること、再生可能エネルギーによる電力利用割合を 50%程度まで高めることを令和 3 年（2021 年）1 月に表明するとともに、「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」を策定し、「脱炭素」へ向けて取り組みを進めています。

令和 3 年（2021 年）3 月には気候変動の緩和策と適応策を両輪で進めていくため、「ゼロエミッション都庁行動計画」及び「東京都気候変動適応計画」を策定しました。併せて、「東京都食品ロス削減推進計画」を策定し、事業者、消費者、行政等が緊密に連携を図り一丸となって食品ロス削減に向けた取組を推進していくこととしています。

<東京都の動向>

| 分野 | 計画・施策等 | 策定・施行年月等 |
|--------------|--------------|---------------|
| 東京都の関連 施策 | 東京都環境基本計画 | 平成 28 年 3 月策定 |
| | ゼロエミッション東京戦略 | 令和元年 12 月策定 |

4 大田区の動向

環境の施策を推進するため、大田区は平成 22 年（2010 年）3 月に「大田区環境基本条例」を制定、続いて平成 24 年（2012 年）3 月に区の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、6 つの基本目標から成る「大田区環境基本計画」を策定し、公害防止対策、地球温暖化対策、自然環境の保全及び資源循環の促進等に加えて、産業分野や環境学習に関する施策を推進してきました。

平成 29 年（2017 年）3 月には、大田区環境基本計画の中間見直しを行い、国の「生物多

様性国家戦略 2012－2020（平成 24 年（2012 年）9 月閣議決定）」や「第三次循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年（2013 年）5 月閣議決定）」、「地球温暖化対策計画（平成 30 年（2018 年）4 月）」を踏まえて「大田区環境基本計画（後期）（以下、「後期計画」という）」を策定しました。

後期計画は 6 つの基本目標を継承した上で、社会情勢の変化や区に関連計画との整合性を図るとともに、区民等、事業者、区が一体となって取り組むための「環境マインドの拡大」、災害時の危機管理対策などへの取組のための「快適で安全な暮らしの実現」の 2 つの視点で施策の再構築と強化を行いました。また、大田区の温室効果ガス排出量の削減目標を「2030 年度までに 2013 年度比で 26%の削減」とするなど、新たな目標を設定しました。

また、本計画を着実かつ効果的に推進するために、大田区環境審議会やおおた環境基本計画推進会議などで進捗状況等について審議を行うとともに、「大田区の環境」において基本目標及び個別施策ごとの取組内容や評価を毎年発表してきました。

第2章

計画の基本事項

第2章 計画の基本事項

1 計画の目的

本計画は、区の施策を環境という視点から整理・体系化するとともに、区が策定する個別計画や事業等に対して、環境の保全に関する基本的方向を示すものです。

大田区環境基本計画（後期）に基づく取組を踏まえて施策を見直し、新たな環境課題や社会的要請へ柔軟に対応できる計画体系の再構築をしました。

また、国や東京都の動向を踏まえ、環境の保全や持続可能な社会の構築につながるよう、多くの区民等や事業者と連携し、「持続可能で快適なまち」の実現に向けて取り組んでいくための指針となるものです。

2 見直しの視点

(1) 新たな環境課題への対応

ア 脱炭素社会への対応

令和3年（2021年）5月に地球温暖化対策推進法が改正され、「2050年までの脱炭素社会の実現」が基本理念として位置付けられました。

基本理念の実現に貢献するために、区としての取組の方向性を示すとともに、区全体の温室効果ガス排出量の削減目標についても見直しを行い、新たな目標を掲げます。

イ プラスチックの資源循環の促進

令和3年（2021年）6月、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が制定され、プラスチックのライフサイクル全般での“3R+Renewable”により、サーキュラーエコノミーへの移行を加速させる取組が必要です。

このため、生活の利便性を考慮しながら、衛生目的で使用する場合を除き、プラスチックをできるだけ使わない生活様式への転換を図るとともに、プラスチック製容器包装・製品の効果的な資源回収に向けた対応を積極的に進めます。

ウ 食品ロスの削減

区では、年間で約3,596tもの未利用食品が廃棄されていると考えられます（「大田区一般廃棄物処理基本計画 令和2年度改正」より）。食品関連事業者や関係団体と連携し、適正量の購入や賞味期限、消費期限の近い食品から消費するなど、社会全体の消費行動の転換を促進し、食品ロスの削減を図ります。

エ ウィズコロナ、アフターコロナを踏まえた事業展開

新型コロナウイルス感染症の拡大により、我が国でも緊急事態宣言が発令され、外出

自粛やイベント人数の制限など、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。区内においても、緊急事態宣言下でアルコール飲料の缶やたばこのポイ捨てが増加したという報告があるなど、日常に変化が生じています。

デジタル化の加速などは不可逆的な変革として定着し、感染症発生以前とは違った社会になると考えられます。区はこれらの変革を見据えて、非接触型の事業の拡充など、「新しい生活様式」に対応した取組を展開します。

(2) SDGsの推進

SDGsのゴール、ターゲットと本計画で掲げる目標や取組の関係性を整理し、基本目標の実現に向けた取組がSDGsのゴールにどのように貢献するかを示します。また、一つのゴールに向けたプロセスを実行することで、他のゴールに貢献することもあります。このように、二次的な効果が期待できる取組について、「副次的に貢献するSDGs」として示します。



なお、SDGsの17のゴールは、グローバルな視点で目指すべき姿を示しているため、大田区の実態と必ずしも一致するものではありません。本計画においては、SDGsの目標を「大田区環境版ローカルSDGs」として、大田区の環境課題をイメージしやすい言葉に置き換えることで、より具体的でわかりやすい目標として掲げます。

(3) 気候変動への適応

平成30年(2018年)12月に施行された「気候変動適応法」において、国における適応策の位置づけが明確化され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。また、地方公共団体においては、「地域気候変動適応計画」の策定が努力義務とされました。

これらを踏まえ、本計画では新たに大田区の適応に関する取組指針として、「大田区気候変動適応方針」を包含することとします。

3 計画の対象地域

本計画で対象とする地域は、大田区全域とします。

4 対象とする環境の範囲

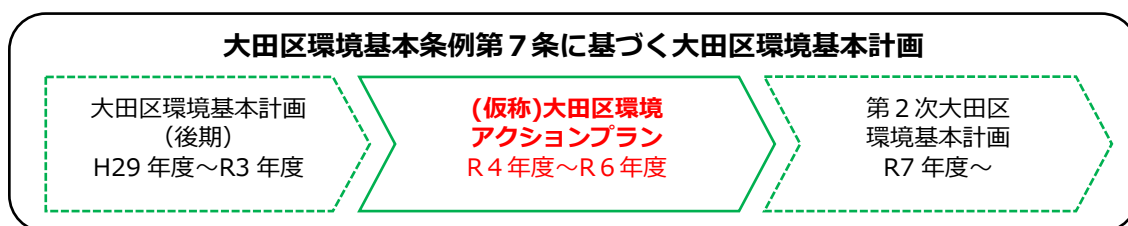
対象とする環境の範囲は、大田区環境基本条例第4条に示される範囲を基本として、下表のとおりとします。

| 区分 | 環境項目 |
|--------|-----------------------------------------|
| 生活環境 | 大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、土壌汚染、公害苦情 等 |
| 自然環境 | 生物、生態系、公園・緑地、水辺環境、身近な緑 等 |
| 産業環境 | 生活と産業の共存可能な環境、魅力ある地域づくりと産業の活性化が両立する環境 等 |
| 快適環境 | 歴史・文化、都市景観 等 |
| 循環型社会 | 廃棄物・資源 等 |
| 地球環境 | 地球温暖化、資源・エネルギー 等 |
| 環境保全活動 | 区民等や事業者による環境保全に関する活動 等 |

5 計画の期間

令和3年度で「大田区環境基本計画（後期）」の計画期間が終了となるため、「第2次大田区環境基本計画」の策定を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、上位計画である大田区長期基本計画の策定が延期になったことなどを踏まえ、「第2次環境基本計画」の策定を延期することとしました。

そのため、大田区環境基本計画（後期）と「第2次大田区環境基本計画」の間をつなぐ緊急計画として本計画を位置付け、令和4年度から令和6年度までの計画期間とします。

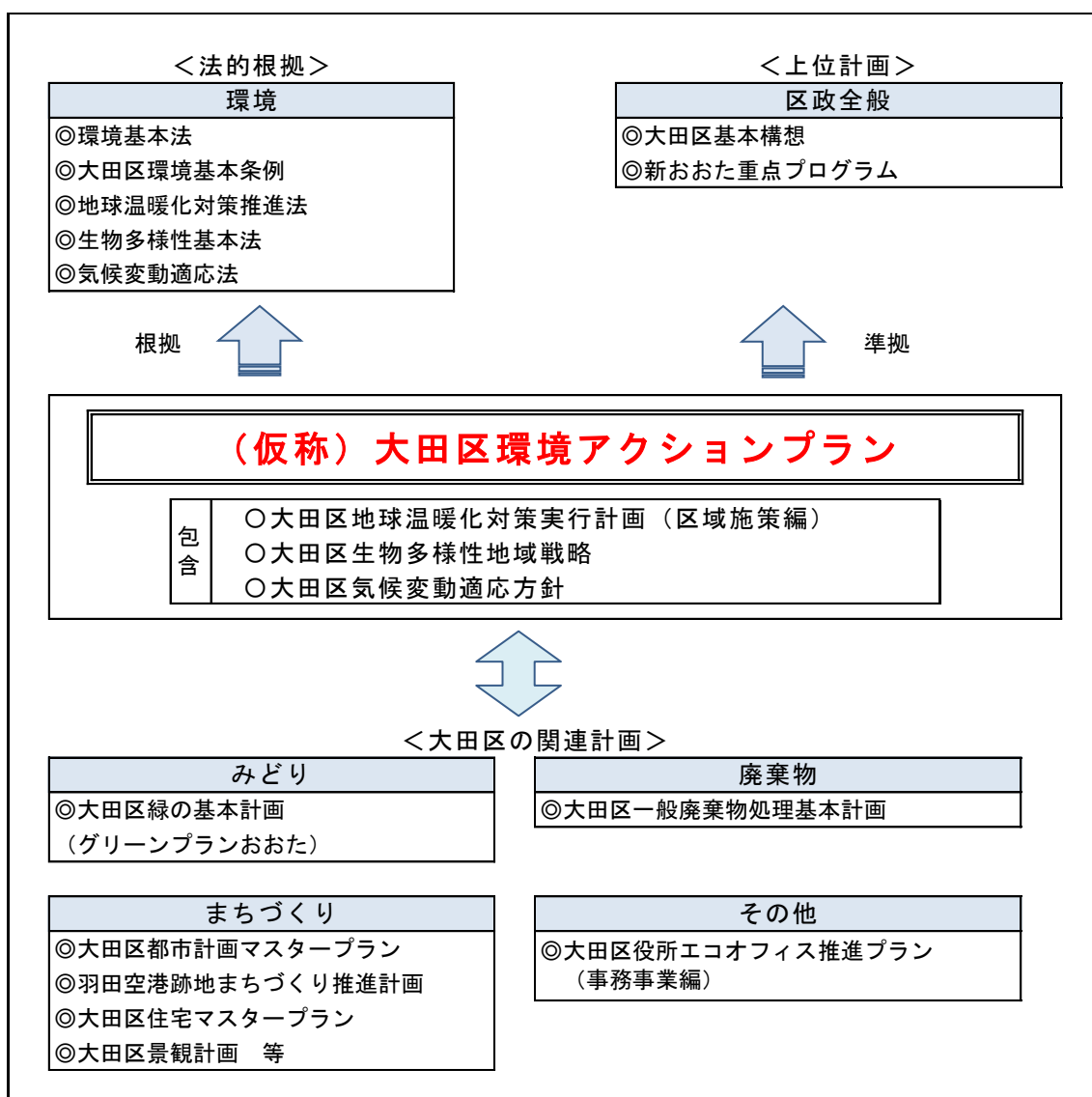


6 計画の位置づけ

本計画は、「大田区環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための最上位計画であると同時に、「大田区基本構想」及び「新おおた重点プログラム」の実現を環境面から支えるものです。

なお、本計画は「地球温暖化対策推進法」第 21 条に基づく「大田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「生物多様性基本法」第 13 条に基づく「生物多様性地域戦略」、及び「気候変動適応法」第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画（大田区気候変動適応方針）」をそれぞれ包含します。

<関連法令・計画>



第3章

将来の環境像と基本目標

第3章 将来の環境像と基本目標

1 大田区が目指す環境像

環境と生活・産業の好循環を礎とした 持続可能で快適な都市^{まち}

本計画においても、大田区環境基本計画から後期計画へと継承されてきた本環境像を踏襲し、引き続き、「環境と生活・産業の好循環を礎とした持続可能で快適な都市（まち）」の実現を目指すものとします。

大田区が持つ「地域力」を活かしたこれまでの取組をより一層進めることに加えて、大田区の区民生活と産業、それに環境がそれぞれ調和し、一方の向上が他方の向上を引き出すような、効果的な好循環を伴う地域づくりを目指すものです。

2 5つの基本目標

本計画では、5つの基本目標のもと、各基本目標の達成に向けた環境保全の取組を推進します。

特に複雑多岐に渡る環境課題の解決のためには、区や区民等、区内事業者など大田区を構成する様々な団体と協力体制を構築する必要があるため、「基本目標A：環境課題解決に向けたパートナーシップの推進」を他の基本目標BからEまでを包括した分野横断的な目標として位置付けます。

【基本計画の体系図】

基本目標A：環境課題の解決に向けたパートナーシップの
推進（分野横断目標）

基本目標B：気候変動緩和策の推進
（地球温暖化対策実行計画(区域施策編)）

基本目標C：自然共生社会の構築
（生物多様性地域戦略）

基本目標D：快適で安全な暮らしの実現

基本目標E：循環型社会の構築

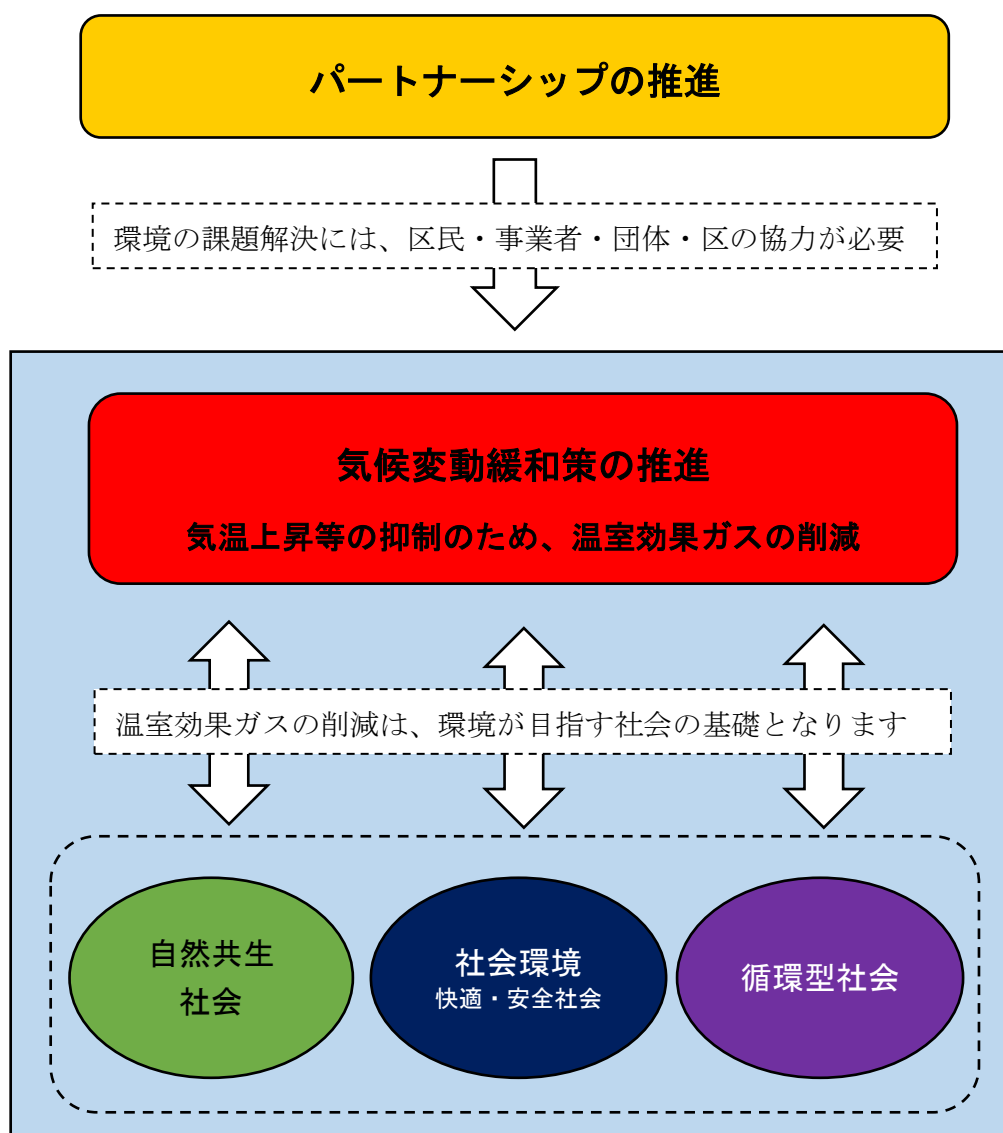
第4章

基本目標実現のための取組

第4章 基本目標実現のための取組

1 目標を踏まえた今回の計画

本計画では、「環境と生活・産業の好循環を礎とした持続可能で快適な都市」の実現のため、5つの基本目標のもと取組の推進を図ります。5つの基本目標は単独で目標の実現に向かうのではなく、お互い密接な関係を保ちながら区の目標達成に向かいます。



本計画の基本目標

基本目標A：環境課題解決に向けた
パートナーシップの推進

基本目標B：気候変動緩和策の推進
(地球温暖化対策実行計画(区域施策編))

基本目標C：自然共生社会の構築
(生物多様性地域戦略)

基本目標D：快適で安全な暮らしの実現

基本目標E：循環型社会の構築

前計画の基本目標

環境と産業の調和の実現と好循環の創出

持続可能な地域づくりのための
学習と参加の場の創出

低炭素社会の構築
(地球温暖化対策実行計画(区域施策編))

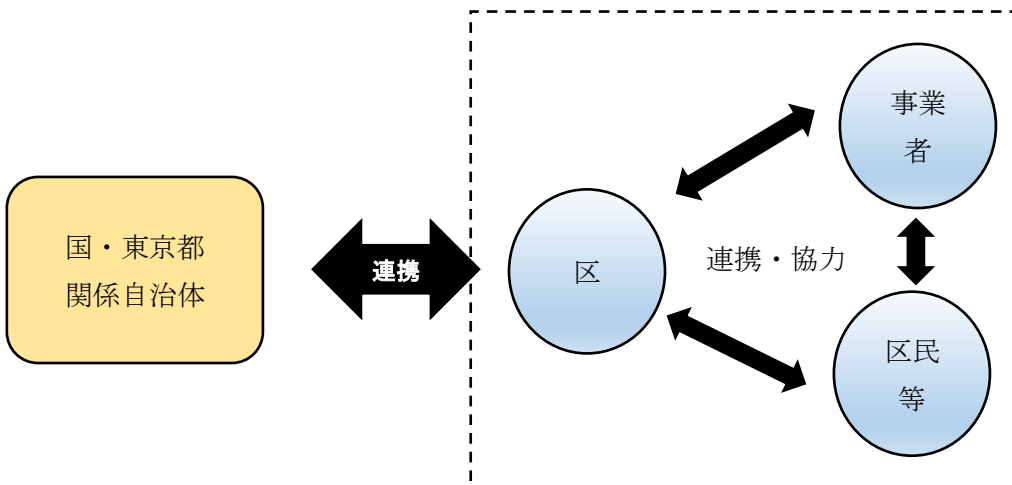
自然共生社会の構築
(生物多様性地域戦略)

快適で安全な暮らしの実現

循環型社会の構築

2 各主体の基本的な役割

環境における問題は、緑や水の保全などの自然環境、快適・安全な生活保持のための社会環境、廃棄物やリサイクルの推進など、幅広い分野に渡っています。これらの課題解決のためには、区民等や事業者など大田区を形成する多くの主体間の連携・協力を深めるとともに、関係機関（国、東京都、関係自治体等）との連携を図りながら、本計画の取組を推進していくことが重要です。



関係団体等との連携について

近年、環境問題は複雑化・多様化していることから、大田区単独の取組に加えて、近隣の自治体との緊密な連携による広域的な取組の展開のほか、国や東京都が実施する施策・事業への協力・連携を図ります。

◆ 区民等の基本的な役割

- 日常生活における環境保全への配慮
- 区の環境施策への参加・協力
- 他の区民等や事業者と連携した活動

◆ 事業者の基本的な役割

- 事業活動における環境保全への配慮
- 環境産業分野への積極的な参入
- 区の環境施策への参加・協力
- 事業活動における環境保全活動や環境負荷に関する情報提供

◆ 区の基本的な役割

- 区の環境の状況に応じた総合的で計画的な環境保全施策の策定・実施
- 環境情報の提供や活動支援
- 環境保全活動の率先実行
- 環境保全に関する基盤づくりや予算的支援のほか、より広域の環境問題への対応等を担う国や東京都への協力・要請や、区の環境行政を推進する上での関係自治体等との連携

基本目標A 環境課題の解決に向けたパートナーシップの推進

■ 現状と課題、今後の方向性 ■







大田区が目指す環境像「環境と生活・産業の好循環を礎とした持続可能で快適な都市」を実現するためには、区民・事業者・団体・区などのあらゆる主体が環境分野が抱える課題を共有し、解決に向けて「ともに行動する」ことが必要です。また、基本目標 B から E に掲げる「気候変動緩和策の推進」、「自然共生社会の構築」、「安全で快適な暮らしの実現」、「循環型社会の構築」を実現するためには、分野横断的かつ総合的に取組を推進していくことが重要です。

そのため、基本目標 A が掲げる「パートナーシップ」を「ともに行動する」と定義します。

近年、環境課題として世界的にその対策が急務であると言われている地球温暖化や食品ロス、海洋プラスチックなどの課題を解決するためには、区民一人ひとりが環境にやさしいライフスタイルに転換するとともに、産業分野においても自らの活動から発生する環境負荷を可能な限り低減していくことが求められています。

区は、より良い未来を次世代に継承するために、多くの区民等が環境課題解決に向けて具体的な行動を起こす契機となるべく、積極的な情報発信や学習機会の充実に取り組みます。さらに、各主体が保有する知識や情報、技術などを共有し、「ともに行動する」ための仕組みの強化を図り、大田区が抱える環境課題の同時解決を目指します。

1 進捗管理指標<基本目標AとSDGsの関係>

| 【メインゴール】 | 【大田区環境版 SDGs】 | 【サブゴール】 (メインの取組によって波及効果が期待できる SDGs) | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
|  | みんなの知恵と行動でより良い環境を未来につなごう |      | |
| 進捗管理指標 A | | 基準年度 | (目標年度) |
| ① | 環境講座（出前授業）の実施数、参加者数 | 令和3年度 | 令和6年度 |
| | | 5 | 12 |
| ② | 区民運動「おおたクールアクション」の賛同団体数 | 令和3年度 | 令和6年度 |
| | | ●団体 | ●団体 |
| ③ | 食べきり応援団の登録事業者数 | 令和3年度 | 令和6年度 |
| | | 41件 | 80件 |

| | | | |
|---|--------------------------|-------|-------|
| ④ | 区民・事業者・団体への活動支援件数 | 令和3年度 | 令和6年度 |
| | | ●件 | ●件 |
| ⑤ | 環境保全技術分野の新製品・新技術コンクール受賞数 | 令和2年度 | 令和6年度 |
| | | 1 | 2 |

2 取組方針と施策

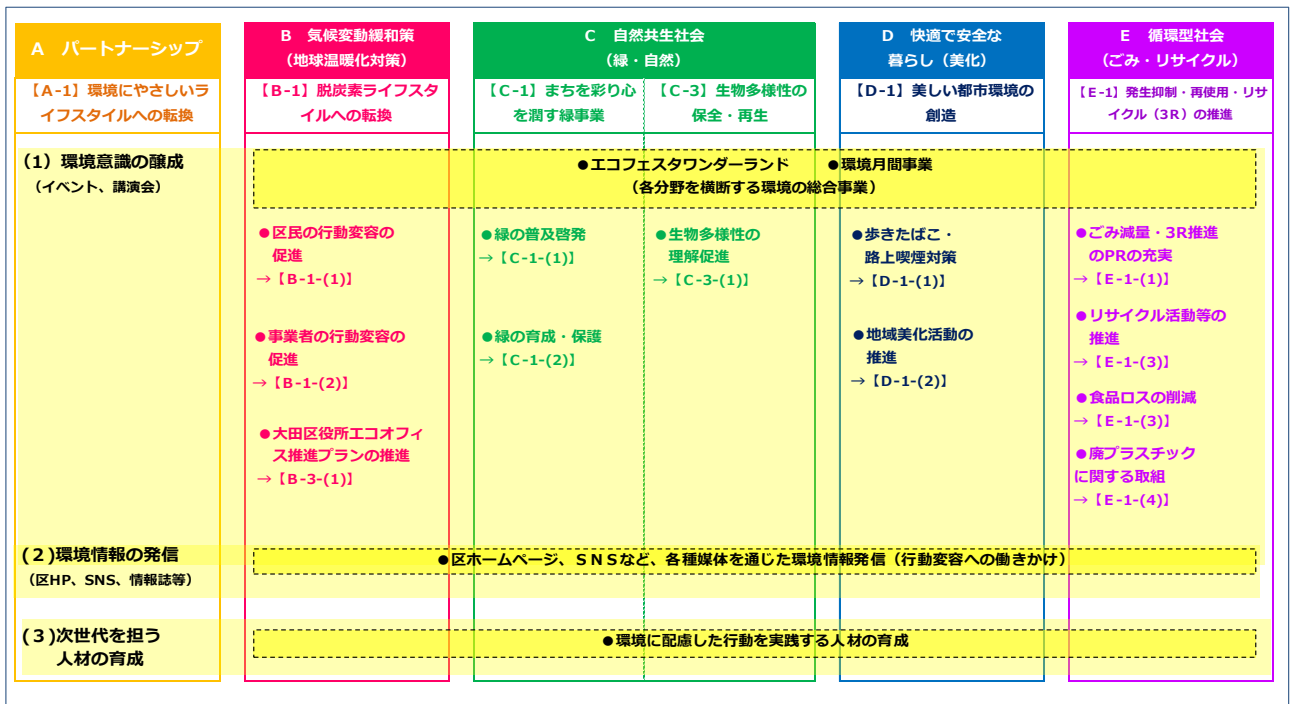
| 取組方針 | 施策 |
|---------------------------|----------------------------------------------------------|
| A-1 環境にやさしいライフスタイルへの転換 | (1) 環境意識の醸成 (2) 環境情報の発信 (3) 次代を担う人材の育成 |
| A-2 区民等・事業者・行政の連携強化 | (1) 自治会・町会、団体等に向けた取組支援 (2) 産業分野への取組支援 (3) 主体間連携の推進 |
| A-3 活動意欲の創造 | (1) 活動意欲や企業価値の向上 |

| | |
|-----|--------------------|
| A-1 | 環境にやさしいライフスタイルへの転換 |
|-----|--------------------|

自らの安全で快適な暮らしを守り、より良い地球環境を未来に継承していくためには、区民一人ひとりが環境を意識したライフスタイルに転換していくことが必要です。

区は、様々な環境課題の解決と保全を目指し、「ともに行動する」人づくりを進めるため、環境意識の醸成、情報の発信、次世代を担う人材の育成の3つの視点を柱に取組を推進します。また、基本目標BからEの達成に向けて、各基本目標の取組方針が一目で理解できるように、体系的に示していきます。

< A-1 体系図 >



(1) 環境意識の醸成

イベントやセミナー等の開催を通じて環境課題を共有し、具体的な解決策を提示することで、環境を意識したライフスタイルへの転換を促します。

| 事業イメージ |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①環境月間事業 ②地球温暖化防止講演会(アンバサダー) ③おおた打ち水大会 ④CSRを活用した施設見学会(そらエコ、バス見学会) ⑤エコライフ講習会 ⑥エコレシピコンクール ⑦食ロス実践講座 ⑧フードドライブ ⑨各種イベントへの出展 |

(2) 環境情報の発信

区ホームページ、SNSなどの活用や、リーフレット、情報誌の配布を通じ、環境課題の解決や保全に必要な情報を発信します。

| 事業イメージ |
|--------------------------------------------------------------------|
| ①SNSやホームページ、各種媒体を通じた環境情報の発信 ②環境啓発コーナー ③地球温暖化防止アンバサダー事業 ④ごみ分別アプリ |

(3) 次世代を担う人材の育成

より良い地球環境を未来に継承していくため、地域全体で次世代を担う子どもたちの環境意識の向上に取り組みます。

| 事業イメージ |
|-------------------------------------------------------------------------------------|
| ①エコフェスタワンダーランド ②環境にやさしいポスターコンクール ③こども環境教室(環境清掃部) ④環境教育(教育総務部) ⑤伊豆高原、とうぶの学習ガイドの活用 |

様々な環境課題を解決するためには、自治会・町会やNPO法人、事業者等と区が課題を共有し、具体的な対策を協議しながら「ともに行動する」ことが重要です。

区は、環境課題の解決のための行動変容や地域に根付いた活動に取り組む区民や団体の活動を支援するとともに、その情報を広く区民に発信します。また、産業分野から発生する環境負荷の低減や、環境課題の解決に結びつく事業の創設を支援するとともに、必要な情報を提供します。

(1) 自治会・町会、団体等に向けた取組支援

地域における環境課題の解決に向けた取組や環境保全活動の更なる活性化を目指し、自治会・町会や団体等の活動を支援します。

事業イメージ

- ①地域力応援基金助成事業 ②区民活動情報サイト（オーちゃんネット）の運用
- ③（新）地域協働研修 ④NPO・区民活動フォーラム ⑤生涯学習情報誌の発行
- ⑥（新）団体の活動支援 ⑦講師派遣（クールアクション） ⑧打ち水支援事業

(2) 産業分野への取組支援

事業者に対して、事業活動に伴う環境負荷の低減や優れた取組の加速化を目的に必要な支援を行います。

事業イメージ

- ①民間型工場アパートの活用 ②ものづくり工場立地助成 ③ものづくり企業立地継続補助金
- ④各種許認可等取得支援助成金 ⑤区商店街装飾灯設置補助金及び東京都政策課題対応型商店街事業
- ⑥商店街チャレンジ戦略支援事業補助金 ⑦開発ステップアップ助成・実用化製品化助成
- ⑧海外からの視察及び工場見学

(3) 主体間連携の推進

区と事業者等との連携により、環境課題の解決に取り組むためのプラットフォームづくりを進めます。また、区の環境課題の解決に寄与する取組を実施する事業者と協定を締結し、ともに行動する体制を整備します。

事業イメージ

- ①エコフェスタワンダーランド実行委員会 ②おおたクールアクション推進連絡会への活動支援
- ③大田区食べきり応援団 ④地産地消未利用食品マッチング ⑤協定事業者との連携

環境課題の解決のための行動変容や地域に根付いた環境保全活動を促進するため、優良な取組を行う区民、団体、事業者等を対象にインセンティブを付与します。

(1) 活動意欲や企業価値の向上

環境課題の解決に寄与する取組や積極的に地域の環境保全活動に参画する区民、団体、事業者等を表彰することで、活動意欲や企業価値の向上を図ります。

事業イメージ

- ①廃棄物減量及び資源化推進優良事業者の表彰
- ②新製品・新技術コンクール
- ③（新）各主体の取組と表彰制度のマッチング

基本目標B 気候変動緩和策の推進

■ 現状と課題、今後の方向性 ■

国連の「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」は、平成 28 年 10 月に「1.5°C 特別報告書」を公表し、『①世界平均気温はすでに約 1.0°C 上昇した。②このままでは 2030 年には「パリ協定」が努力目標とする 1.5°C の気温上昇に到達する。③「パリ協定」が目標とする 2.0°C を努力目標である 1.5°C に抑えることができれば、気候変動のリスクは大幅に低減する。』と世界に警鐘を鳴らすとともに、早急に地球温暖化対策を実行するよう呼びかけました。

我が国では令和 2 年 10 月、成長戦略の柱に「経済と環境の好循環を掲げ、グリーン社会の実現に最大限注力する」として「2050 年カーボンニュートラル社会の実現」を宣言し、12 月には「カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定しました。また、令和 3 年 6 月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正し、「パリ協定」の達成と、「2050 年脱炭素社会の実現」を基本理念として法に位置付けました。

東京都においては、国に先立ち令和元年 12 月に 2050 年までに「二酸化炭素排出量実質ゼロに貢献する」として、「ゼロエミッション東京戦略」を策定し、その取組を強化しています。

大田区においても、区民の安全で快適な暮らしを守り、持続可能なまちづくりを進めていくことを目的に、本計画の策定に併せて温室効果ガス排出量の削減目標を見直すこととし、「2050 年脱炭素社会の実現」への貢献を目指し、区民、事業者、区が連携を強化し、地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。

1 大田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）としての位置づけ

本節は、「地球温暖化対策推進法」第 21 条に基づく地方公共団体実行計画に必要な事項を定めるものであり、本節の内容をもって「大田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「本実行計画」という。）に位置づけます。

(1) 本実行計画の基本的事項

① 目的

本実行計画は、大田区の自然的社会的条件を踏まえ、区民等、事業者及び区の各主体が各々の役割に応じた取組を総合的かつ計画的に推進することで、大田区の温室効果ガス*排出量を削減し、地球温暖化対策推進法の基本理念である「2050 年までの脱炭素社会の実現」に貢献することを目的とします。

② 期間

本実行計画の期間は、令和 4 年度 (2022 年度) から令和 6 年度 (2024 年度) までの 3 年間です。ただし、温室効果ガス*削減目標については、国等の目標及び大田区環境基本計画（後期）からの継続性を考慮し、令和 12 年度 (2030 年度) の中期的目標及び令和 32 年度 (2050 年度) の長期的目標に関して定めます。温室効果ガス*排出量の削減目標の基準となる年度（基準年度）は、平成 25 年度 (2013 年度) とします。

③ 対象

本実行計画の対象範囲は、大田区全域とします。

また、脱炭素社会の構築に向けた取組の対象は、大田区の温室効果ガス*排出に関わるあらゆる主体（区民等、事業者及び区）とします。

対象となる温室効果ガス*は、「地球温暖化対策推進法」第2条第3項に定められる以下の7種類のガスとします。

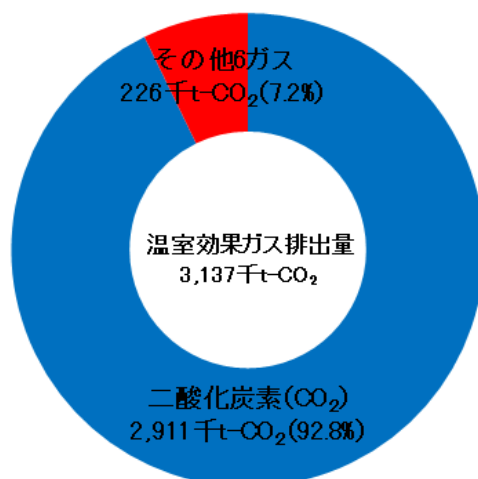
温室効果ガス*の種類

| 種類 | | 主な排出源 |
|---------------------------|---------------------------|---------------|
| 二酸化炭素 (CO ₂) | | 化石燃料の燃焼等 |
| その他ガス | メタン (CH ₄) | 燃焼、自動車の走行等 |
| | 一酸化二窒素 (N ₂ O) | 燃焼、自動車の走行等 |
| | ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs) | スプレー、エアコンの冷媒等 |
| | パーフルオロカーボン類 (PFCs) | 半導体洗浄等 |
| | 六ふっ化硫黄 (SF ₆) | 電力の絶縁体や半導体洗浄 |
| 三ふっ化窒素 (NF ₃) | | 半導体や液晶基板の洗浄等 |

(2) 温室効果ガス排出量とエネルギー消費量の動向

① 温室効果ガス*排出量

平成30年度（2018年度）の温室効果ガス*排出量は3,137千t-CO₂です。このうち二酸化炭素（CO₂）排出量は2,911千t-CO₂で、温室効果ガス*全体の92.8%を占めます¹。



温室効果ガス*排出量

資料) (財)特別区協議会「特別区の温室効果ガス*排出量 (1990年度～2018年度)」(2021年3月)

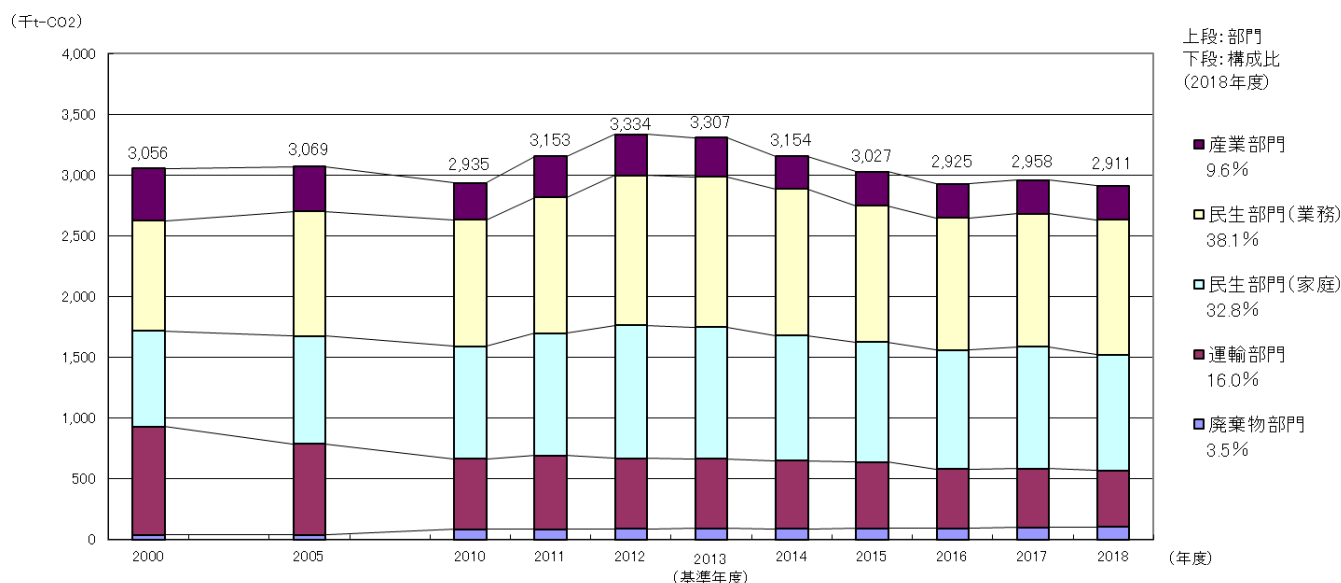
¹ その他6ガスの内訳は、メタン (CH₄) が3千t-CO₂ (0.1%)、N₂Oが11千t-CO₂ (0.4%)、HFCsが210千t-CO₂ (6.7%)、PFCsが1千t-CO₂ (0.03%)、SF₆が1千t-CO₂ (0.04%)、NF₃が0千t-CO₂ (0.00%) となっています。なお、端数処理の関係上、合計値等は一致しないことがあります。

② 二酸化炭素（CO₂）排出量の推移

平成 30 年度（2018 年度）の二酸化炭素（CO₂）排出量は 2,911 千 t-CO₂ であり、その内訳を見ると、民生部門（業務）が 38.1%と最大で、次いで民生部門（家庭）32.8%、運輸部門 16.0%、産業部門 9.6%、廃棄物部門 3.5%と続きます。

また、基準年度である平成 25 年度（2013 年度）と比較すると、二酸化炭素（CO₂）排出量は 12.0%の減少となります。

二酸化炭素（CO₂）排出量の推移（単位：千 t-CO₂）



部門別二酸化炭素排出量の推移（単位：千t-CO₂）

| 部門 | 2000 | 2005 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 産業部門 | 432 | 367 | 303 | 336 | 339 | 321 | 271 | 283 | 279 | 277 | 280 |
| 民生部門(業務) | 908 | 1,027 | 1,043 | 1,119 | 1,232 | 1,240 | 1,207 | 1,120 | 1,087 | 1,097 | 1,110 |
| 民生部門(家庭) | 785 | 889 | 923 | 1,007 | 1,095 | 1,081 | 1,028 | 988 | 979 | 1,003 | 954 |
| 運輸部門 | 894 | 748 | 582 | 607 | 581 | 573 | 562 | 545 | 488 | 483 | 467 |
| 廃棄物部門 | 37 | 38 | 83 | 84 | 87 | 92 | 87 | 91 | 92 | 98 | 100 |
| 計 | 3,056 | 3,069 | 2,935 | 3,153 | 3,334 | 3,307 | 3,154 | 3,027 | 2,925 | 2,958 | 2,911 |

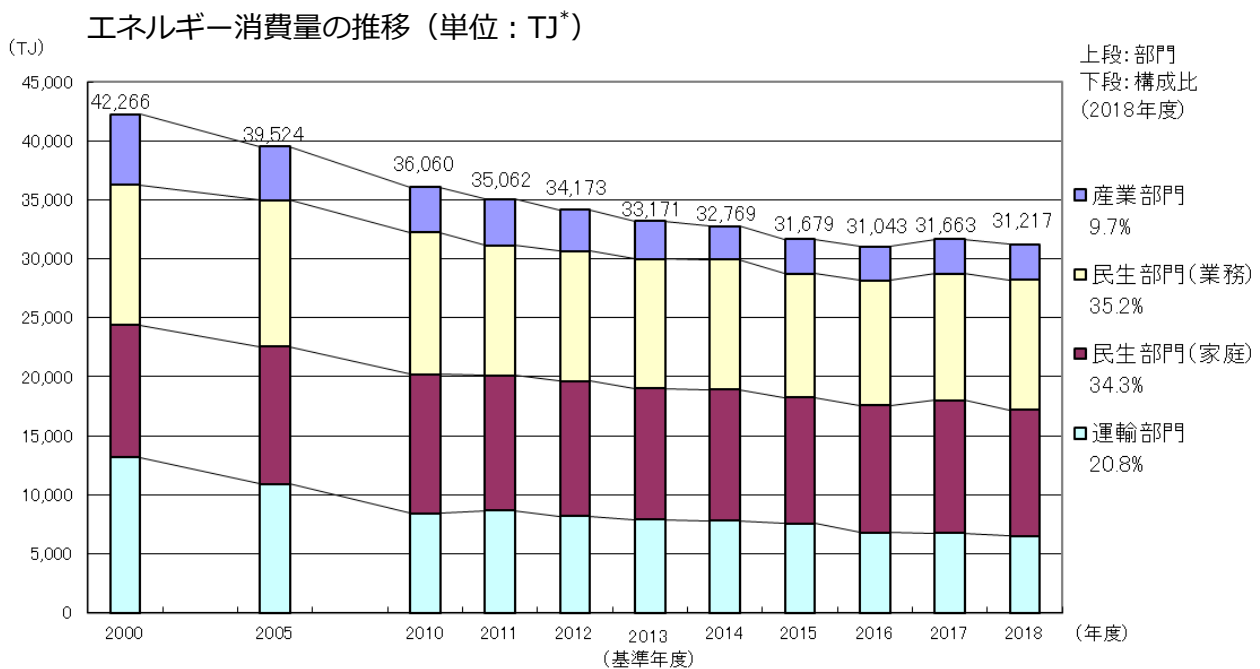
※ 端数処理の関係上、表中数値の合計等は一致しないことがあります。

資料) (財)特別区協議会「特別区の温室効果ガス*排出量（1990 年度～2018 年度）」（2021 年 3 月）

③ エネルギー消費量の推移

平成 30 年度（2018 年度）のエネルギー消費量は 31,217 TJ*であり、その内訳を見ると、民生部門（業務）が 35.2%と最大で、次いで民生部門（家庭）34.3%、運輸部門 20.8%、産業部門 9.7%と続きます。

基準年度である平成 25 年度（2013 年度）と比較すると、エネルギー全体で 5.9%の減少となります。



部門別エネルギー消費量 (単位: TJ*)

| 部門 | 2000 | 2005 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 産業部門 | 6,027 | 4,557 | 3,821 | 3,912 | 3,541 | 3,187 | 2,827 | 2,965 | 2,902 | 2,949 | 3,031 |
| 民生部門(業務) | 11,860 | 12,389 | 12,028 | 11,058 | 11,020 | 10,981 | 11,014 | 10,472 | 10,548 | 10,719 | 10,978 |
| 民生部門(家庭) | 11,230 | 11,677 | 11,779 | 11,422 | 11,446 | 11,108 | 11,136 | 10,686 | 10,816 | 11,271 | 10,723 |
| 運輸部門 | 13,150 | 10,901 | 8,424 | 8,671 | 8,166 | 7,895 | 7,792 | 7,555 | 6,777 | 6,725 | 6,486 |
| 計 | 42,266 | 39,524 | 36,060 | 35,062 | 34,173 | 33,171 | 32,769 | 31,679 | 31,043 | 31,663 | 31,217 |

※ 端数処理の関係上、表中数値の合計等は一致しないことがあります。

資料) (財)特別区協議会「特別区の温室効果ガス*排出量 (1990年度~2018年度)」(2021年3月)

(3) 二酸化炭素 (CO₂) 排出量の増減要因

二酸化炭素 (CO₂) 排出量の増減は、電気の二酸化炭素 (CO₂) 排出係数の変動、活動量や単位当たりのエネルギー消費量の増減といった要因の影響を受けています。

① 二酸化炭素 (CO₂) 排出係数による影響

二酸化炭素 (CO₂) 排出係数とは、エネルギー消費量を二酸化炭素 (CO₂) 排出量に換算するための係数です。

電気の二酸化炭素 (CO₂) 排出係数は、年度ごとの電源構成によって変動し、二酸化炭素 (CO₂) 排出量の増減に大きく影響を与えます。

② エネルギー消費量の増減による影響

私たちは日常生活や社会生活の中で電気や都市ガス、LP ガス、灯油などの様々なエネルギーを使用しています。そのエネルギー消費の増減が、二酸化炭素（CO₂）排出量に影響を及ぼします。

エネルギー消費由来の二酸化炭素（CO₂）排出量については、次の計算式で算定することができます。

<基本式>

$$\begin{aligned} & \text{二酸化炭素 (CO}_2\text{) 排出量 (kg-CO}_2\text{)} \\ = & \text{エネルギー消費量} \times \text{エネルギー源別二酸化炭素 (CO}_2\text{) 排出係数 (kg-CO}_2\text{)} \end{aligned}$$

そのため、二酸化炭素（CO₂）排出量を削減するためには、エネルギー効率の高い設備・機器等の導入や社会活動における省エネルギー対策を徹底し、エネルギー消費量を抑制することと、再生可能エネルギーの導入拡大を図り、二酸化炭素（CO₂）排出係数を改善していくことが有効です。

2 温室効果ガス排出量の削減目標

令和3年6月に改正地球温暖化対策推進法が公布され、「2050年までの脱炭素社会の実現」が基本理念として定義されたことを踏まえ、大田区の温室効果ガス排出量の削減目標を以下のとおり設定します。

大田区の温室効果ガス排出量のあるべき姿

令和32年度（2050年度）までに脱炭素社会（温室効果ガス排出量実質0）の実現

また、国等の目標及び大田区環境基本計画（後期）からの継続性を踏まえ、令和12年度（2030年度）における大田区の温室効果ガス排出量の削減目標を以下のとおり設定します。

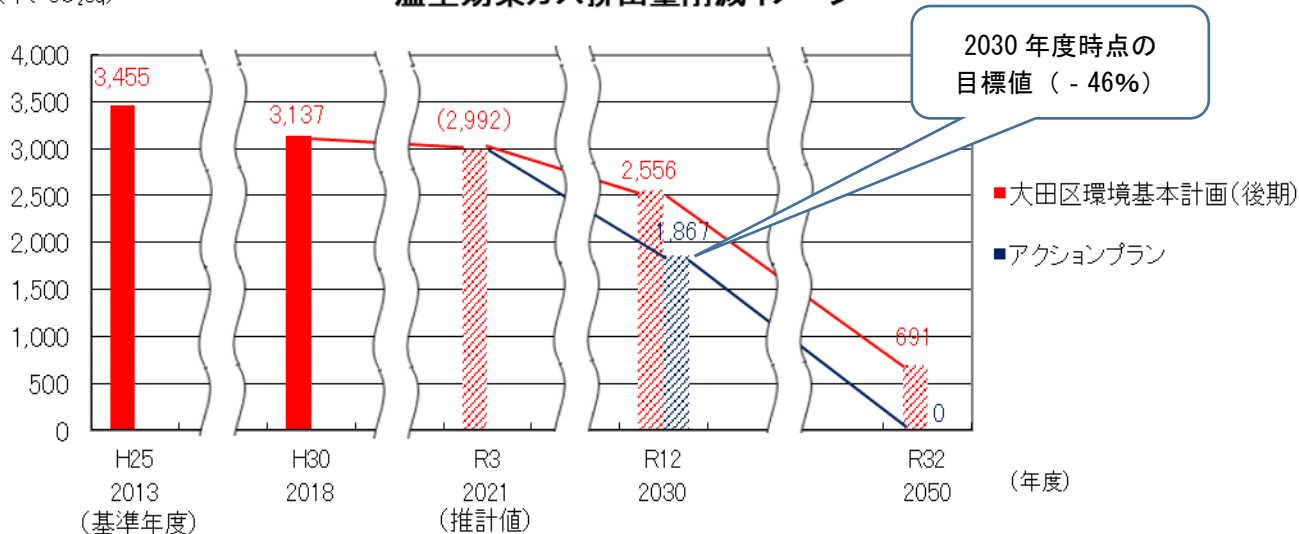
大田区の温室効果ガス排出量の削減目標

令和12年度（2030年度）までに平成25年度（2013年度）比で46%[※]の削減

※令和12年度（2030年度）の目標値は、令和32年度（2050年度）のあるべき姿である「脱炭素社会の実現」から現在に向かって逆算する「バックキャスト手法」により試算

(千t-CO₂eq)

温室効果ガス排出量削減イメージ



各部門の二酸化炭素 (CO₂) 排出量は、削減目標を踏まえて将来的に次の表のとおり推移していくことが求められています。





部門別二酸化炭素 (CO₂) 排出量削減イメージ (単位: 千 t-CO₂)

| 部門 | 2013 | 2018 | 2030 | 2050 |
|----------|-------|-------|-------|------|
| 産業部門 | 321 | 280 | 173 | 0 |
| 民生部門(業務) | 1,240 | 1,110 | 670 | 0 |
| 民生部門(家庭) | 1,081 | 954 | 584 | 0 |
| 運輸部門 | 573 | 467 | 309 | 0 |
| 廃棄物部門 | 92 | 100 | 50 | 0 |
| その他6ガス | 148 | 227 | 80 | 0 |
| 計 | 3,455 | 3,137 | 1,867 | 0 |

資料) (財)特別区協議会「特別区の温室効果ガス排出量 (1990 年度～2018 年度)」(2021 年 3 月)
※ 端数処理の関係上、表中数値の合計等は一致しないことがあります。

なお、大田区環境基本計画 (後期) では「エネルギー消費量の削減目標」を設定していましたが、エネルギー消費量はバックキャスト手法で算定できない (=電気等のエネルギー使用量が将来的にゼロになることはない) ため、本計画では設定しないこととします。

3 進捗管理指標<基本目標BとSDGsの関係>

| 【メインゴール】 | 【大田区環境版 SDGs】 | 【サブゴール】 (メインの取組によって波及効果が期待できるSDGs) | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
|  <p>13 気候変動に具体的な対策を</p> | 一人ひとりが地球温暖化を“自分ごと”として捉え、解決のための行動を起こそう |    | |
| 進捗管理指標 B | | 基準年度 | (目標年度) |
| ① | 省エネ行動に取り組む区民の割合 | 令和3年度 | 令和6年度 |
| ② | 大田区の温室効果ガス排出量の削減 | 平成28年度 3,455千t-CO ₂ (平成25年度実績値) | 令和6年度 2,614千t-CO ₂ (令和4年度実績値) |
| ③ | 大田区役所の温室効果ガス排出量の削減 | 平成25年度 35,220t-CO ₂ | 令和6年度 26,943t-CO ₂ |

4 取組方針と施策

| 取組方針 | 施策 |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| B-1 脱炭素型ライフスタイルへの転換 | (1) 区民の行動変容の促進 (区民運動「おおたクールアクション」) (2) 事業者の行動変容の促進 (おおたクールアクション推進連絡会) (3) 3R+Renewableの推進 |
| B-2 脱炭素まちづくりの推進 | (1) 建築物の脱炭素化の促進 (2) 移動手段の脱炭素化の促進 (3) 再生可能エネルギーの導入拡大 |
| B-3 区役所による率先行動 | (1) 大田区役所エコオフィス推進プランの推進 (2) 公共施設の脱炭素化の促進 (3) 庁有車から排出される温室効果ガスの削減 |

地球温暖化を食い止め、気候変動の影響を最小限に抑えるためには、私たち一人ひとりが従来型の生活様式を見直し、二酸化炭素の排出を抑えた“脱炭素ライフスタイル”へ転換していく必要があります。

各主体が脱炭素ライフスタイルに転換する契機を創出するために、情報発信や普及啓発事業を通じて気候変動の現状や影響などの課題を共有するとともに、具体的な実践行動を促進することで二酸化炭素排出量の削減を図ります。

(1) 区民の行動変容の促進（区民運動「おおたクールアクション」）

地球温暖化や気候変動の問題を“自分ごと”として捉え、区民一人ひとりが解決のための行動を実践する区民運動「おおたクールアクション」を推進します。

区は、「おおたクールアクション」を通じて、区民が脱炭素ライフスタイルに転換するための契機を創出するために地球温暖化や気候変動の現状や影響などの課題を共有するとともに、解決のための具体的な実践行動を発信することで、家庭から排出される二酸化炭素の削減を図ります。

事業イメージ

- ①大田区地球温暖化防止アンバサダーの任命 ②大田区地球温暖化防止講演会
- ③啓発用リーフレット等の作成 ④区HPやSNSを活用した情報発信
- ⑤施設見学会 ⑥各種セミナー ⑦こども環境教室 ⑧エコレシピコンクール

(2) 事業者の行動変容の促進（おおたクールアクション推進連絡会）

区内の団体や事業者と区で構成する「おおたクールアクション推進連絡会」が中心となって自らの取組を共有・発信することで「おおたクールアクション」の機運を区内全体へ拡大します。また、事業から排出される二酸化炭素の削減するとともに、環境負荷の低減に向けた新たなビジネスの創出を支援することで、脱炭素社会への貢献を目指します。

事業イメージ

- ①おおたクールアクション推進連絡会への活動支援 ②省エネ講習会への講師派遣

(3) 3R+Renewableの推進

事業イメージ

※基本目標E-1参照（P.●参照）

脱炭素社会を実現するためには、まちづくりの段階から温室効果ガスの排出を抑制することを意識した取組が必要です。

新たに住宅やビル等を建築する際には、断熱性能の高い建物やエネルギー効率が優れた設備、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入の誘導を図ります。また、既存の建築物についても、環境性能の向上に向けてリフォームや設備改修等を促進します。加えて、公共交通の利便性を向上させるための施策の充実を図ることで、ハード面から脱炭素社会の実現を目指します。

(1) 建築物の脱炭素化の促進

住宅やビルなどの断熱性の向上や高効率設備の導入を促進することで、ハード面からエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の削減を図ります。

併せて、再生可能エネルギー設備の導入を促すことで、環境性能の高いZEH、ZEBの普及を促進します。

事業イメージ

- ①（新）温室効果ガス排出量の削減に向けた事業の検討・施策化
- ②再生可能エネルギーの導入協議 ③住宅リフォーム助成
- ④蒲田駅周辺再編プロジェクトの推進 ⑤大森駅周辺のまちづくり ⑥空港臨海部のまちづくり

(2) 移動手段の脱炭素化の促進

日常生活の中で移動に伴い排出される温室効果ガス排出量を削減するために、自動車利用の最小化に向けた取組を推進します。また、自動車を利用する際には、温室効果ガスの排出を抑えることができる環境にやさしいモビリティの普及拡大策を検討します。

事業イメージ

- ①温室効果ガス排出量の削減に向けた事業の検討・施策化 ②水上輸送ネットワークの検討
- ③新空港線「蒲蒲線」の整備推進 ④コミュニティバスの利用促進 ⑤区内都市計画道路の整備 ⑥自転車等駐車場の整備 ⑦自転車走行環境の整備 ⑧コミュニティサイクル事業

(3) 再生可能エネルギーの導入拡大

区内のエネルギー消費量の削減を目的に、自家消費型の太陽光発電設備等の導入を促進します。また、環境にやさしい電力の調達や次世代エネルギーの普及を図ることで、エネルギーの環境性の向上を目指します。

事業イメージ

- ①温室効果ガス排出量の削減に向けた事業の検討・施策化

区役所は、温暖化対策を推進する立場である一方で、自身が多くのエネルギーや資源を消費する大規模事業者です。区全体の二酸化炭素排出量を削減するためには、まずは区役所自らが率先して行動し、その成果を広く区民や事業者等と共有することで、取組を牽引していきます。

(1) 大田区役所エコオフィス推進プランの推進

大田区役所エコオフィス推進プランに基づき、省エネルギー対策、省資源対策を徹底することで、区役所の業務に起因するエネルギー消費量及び二酸化炭素排出量の削減を目指します。また、大田区役所グリーン購入ガイドラインに基づき、環境配慮製品の購入を推進します。

事業イメージ

- ①区有施設における省エネルギー対策の徹底
- ②区有施設における廃棄物の削減と3R（プラ含む）の徹底
- ③温対法・省エネ法等の法令順守と各種届出
- ④グリーン購入の推進
- ⑤環境にやさしい電力調達の推進（電力調達方針）
- ⑥ペーパーレス化の推進（コピー用紙の削減）
- ⑦職員の行動変容の促進と取組の見える化
- ⑧給食残渣リサイクル

(2) 公共施設の脱炭素化の促進

公共施設の整備にあたっては、高断熱・高効率の建物の建築に努め、エネルギー消費量及び二酸化炭素排出量の削減を図ります。また、可能な限り、再生可能エネルギー設備の導入を図り、環境性の高い公共施設の拡充を目指します。さらに、二酸化炭素吸収源の確保と森林整備を目的に、国産木材の利用を促進します。

事業イメージ

- ①区有施設の低炭素化
- ②区有施設への再生可能エネルギー設備の導入拡大

(3) 庁有車から排出される温室効果ガスの削減

庁有車の使用に伴う温室効果ガス排出量の削減を目的に、自動車使用の抑制やエコドライブの推進に取り組みます。また、庁有車の更新の機会を捉えて、環境負荷の低い低公害車の導入拡大を図るとともに、区全体の自動車利用に伴う温室効果ガス排出量の削減を牽引するための施策を検討していきます。

事業イメージ

- ①低公害車の導入拡大

基本目標 C 自然共生社会の構築

■ 現状と課題、今後の方向性 ■

大田区には、多摩川や東京湾沿いの干潟などの貴重な自然のほか、区民と自然が触れ合う憩いの場である多摩川台公園や田園調布せせらぎ公園、歴史的・文化的資産としての洗足池や旧六郷用水など、多様な自然が残されています。河岸や干潟などではシギ・チドリ類やカモ類の飛来が見られ、鳥類にとって重要な生息空間となっているほか、洗足池や小池などでは希少な動植物が確認されています。

一方で、区内の緑の満足度はまだ十分とは言えず、今後も地域全体で緑を増やし保全する取組に加え、今ある緑を更新、活用していく「質」に対する取組を推進する必要があります。また、区内全域で外来生物法の特定外来生物に指定されている種が確認されるなど、対策や取組の強化が求められています。

私たちの生活は、大田区の自然環境から多く恵みを受しながら成り立っています。自然がもたらす恩恵は、生物の生息空間を守るだけではなく、地域的美観や魅力を高め、潤いと安らぎをもたらします。また、緑は地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収源となるほか、夏の猛暑を和らげる役割などもあります。このような大田区の貴重な自然環境を次世代に引き継いでいくために、区民・事業者・区が連携し、地域コミュニティの醸成を図りながら自然共生社会の構築を目指します。

1 大田区生物多様性地域戦略としての位置づけ

本節は、「生物多様性基本法」第13条に基づき、大田区における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画を定めるものであり、本節の内容をもって「大田区生物多様性地域戦略」（以下「本地域戦略」という。）として位置づけます。

なお、本地域戦略のうち、緑地の保全及び緑化の推進に関する方策については、「大田区緑の基本計画（グリーンプランおおた）」と連携した取組を進めるものとします。

（1）本地域戦略の基本的事項

① 目的

本地域戦略は、緑地の保全や緑化の推進、緑のまちづくりに加えて、生物多様性の保全・再生に関する取組を計画的に推進することによって、大田区における自然共生社会を構築することを目的とします。

② 期間

本地域戦略の期間は、令和4年度（2022年度）から令和6年度（2024年度）までの3年間です。

③ 対象

本地域戦略の対象範囲は、大田区全域とします。

④ 生物多様性を取り巻く世界の動向

平成4年（1992年）に国連環境開発会議（地球サミット）において、「生物多様性条約」が採択されました。

その後、平成22年（2010年）に愛知県名古屋市で開催された生物多様性第10回締約国会議（COP10）において、自然と共生する世界を目指す国際目標である「愛知目標」が採択されました。「愛知目標」では、地球規模で劣化が進む生物多様性の損失に歯止めをかけ、2050年までに自然と共生する世界を実現することを目標に掲げています。

⑤ 生物多様性国家戦略（国の考え方）

愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すため、平成24年（2012年）9月に「生物多様性国家戦略 2012-2020」が策定されました。

本国家戦略では、愛知目標の実現に向けて、生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、わが国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる自然共生社会を実現するとされています。

「生物多様性国家戦略 2012-2020」では、重点施策として以下の5つの基本戦略を定めています。

— 5つの基本戦略 —

- (1) 生物多様性を社会に浸透させる
- (2) 地域における人と自然の関係を見直し・再構築する
- (3) 森・里・川・海のつながりを確保する
- (4) 地球規模の視野を持って行動する
- (5) 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

なお、本国家戦略は、計画期間を2020年度までとしています。次期生物多様性国家戦略が策定されるまでの間、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた我が国の基本戦略として、引き続き取り組むこととされています。

2 大田区における生き物の生育・生息空間の状況

大田区では定期的に水生生物調査や、区内 5 か所に設置した自然観察路に沿った自然環境調査を行い、区内の生態系や動植物の生息環境を把握しています。

(1) 水生生物調査（平成 31 年度）

区内全域の水辺環境（多摩川（4 か所）、呑川（2 か所）、内川、洗足池、運河海域（3 か所））を広く調査し、絶滅危惧種や外来種の把握を行っています。

〔① 魚類・底生生物調査結果〕

[魚類] 8 目 14 科 34 種

<確認箇所が多い魚類>

ボラ、ウグイ属、マハゼ

<重要種>

ニホンウナギ、ミナミメダカ、トビハゼ、アシシロハゼ、アベハゼ、マゴチハゼ、ヌマチチブ、チチブ、ピリンゴ

[底生生物] 25 目 43 科 56 種

<確認箇所が多い底生生物>

ミズクラゲ、カワゴカイ属、タカノケフサイソガニ

<重要種>

ヤマトシジミ、テナガエビ、ユビナガスジエビ、シラタエビ、クロベンケイガニ、モクズガニ、アシハラガニ、チゴガニ、コメツキガニ、ヤマトオサガニ、ハグロトンボ

〔② 鳥類調査結果〕

[鳥類] 14 目 34 科 71 種

<確認箇所が多い鳥類>

カワウ、ユリカモメ、ムクドリ

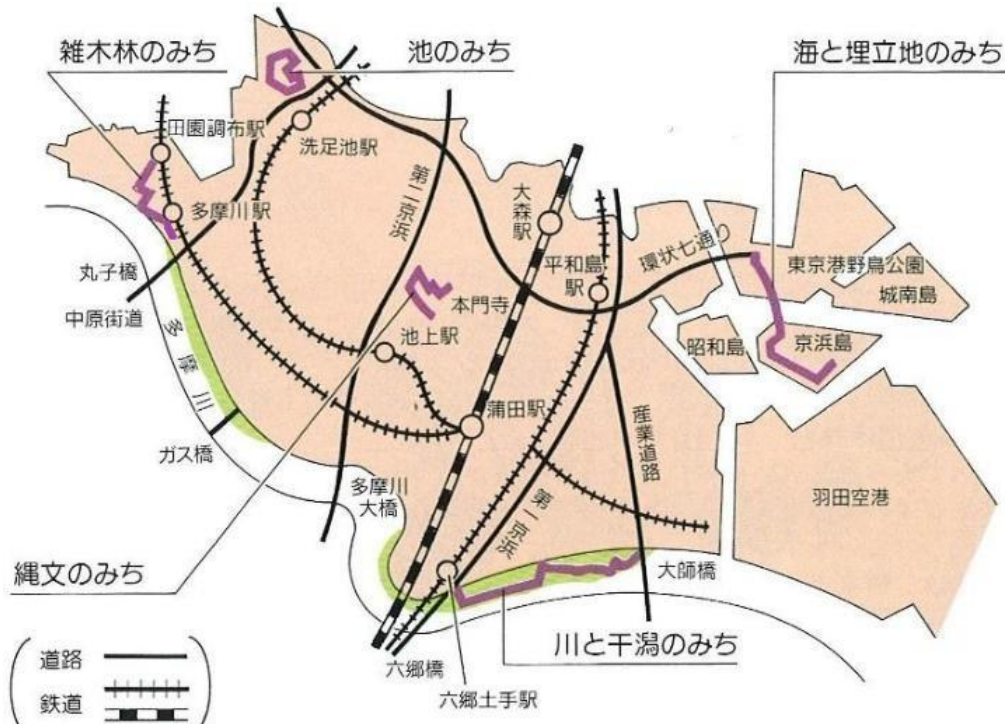
<重要種>

スズガモ、カイツブリ、カンムリカイツブリ、ササゴイ、ダイサギ、チュウサギ、コサギ、ヒクイナ、バン、オオバン、ムナグロ、コチドリ、セイタカシギ、タシギ、チュウシャクシギ、アオアシシギ、キアシシギ、イソシギ、キョウジョシギ、コアジサシ、ミサゴ、トビ、ツミ、ノスリ、カワセミ、チョウゲンボウ、モズ、ヒバリ、オオヨシキリ、イソヒヨドリ、オオジュリン

※重要種は「文化財保護法」、「絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律」、「環境省レッドリスト」及び「レッドデータブック東京」を踏まえて選定しています。

(2) 自然環境調査

大田区では自然観察路を5か所設置し、生育・生息空間の把握のために、自然環境調査を行っています。



大田区の自然観察路

① 「雑木林のみち」 ～田園調布周辺、崖線と湧水～ ※平成 28 年度調査実施

<生き物の生育・生息空間の状況>

(昆) ミンミンゼミ、アブラゼミ、アオスジアゲハ、ヒカゲチョウ、コシアキトンボ、クロスジギンヤンマ、シオカラトンボ、アオオサムシ、ナナホシテントウ (爬) ニホンヤモリ、クサガメ、ミシシippアカガメ (鳥) メジロ、ヒヨドリ、キジバト、アオゲラ、コゲラ、ツミ、カルガモ、マガモ、カワセミ、ツグミ 等

② 「縄文のみち」 ～池上本門寺周辺～ ※平成 26 年度調査実施

<生き物の生育・生息空間の状況>

(樹) スダジイ、クロマツ、カシ類、ケヤキ、コナラ、イヌシデ、エノキ、クスノキ (昆) ヒメジャノメ、アオドウガネ、ツツレサセコオロギ、ミンミンゼミ、カブトムシ、ヨコヅナサシガメ (鳥) シジュウカラ、キジバト、ムクドリ、メジロ、コゲラ、シロハラ 等

③ 「川と干潟のみち」 ～多摩川下流域～ ※平成 30 年度調査実施

<生き物の生育・生息空間の状況>

(植)アシ、オニグルミ、ウラギク、ヒルガオ、クコ、ギシギシ (鳥) オオヨシキリ、タシギ、ハクセキレイ、ツグミ、カワラヒワ、ツツドリ、トビ、ノスリ、イソシギ、コアジサシ、ユリカモメ、オオバン、セイタカシギ、カワウ、カンムリカイツブリ、コガモ、オナガガモ (他) ベンケイガニ、クロベンケイガニ、トビハゼ、フナムシ、コメツキガニ、ケフサイソガニ、ゴカイ 等

④ 「池のみち」 ～洗足池、小池周辺～ ※平成 29 年度調査実施

<生き物の生育・生息空間の状況>

(植)ソメイヨシノ、オニグルミ、コナラ、クロマツ、メタセコイア、ハンノキ、ガマ、ヒイラギモクセイ、ヨシ、アオダモ、コウゾ (鳥)コゲラ、シジュウカラ、ツミ、メジロ、カワセミ、カイツブリ、コサギ、アオサギ、カワウ、カルガモ、マガモ、オナガガモ、ユリカモメ、キンクロハジロ、パン、オオバン、(昆)大シオカラトンボ、コシアキトンボ、コノシメトンボ、等

⑤ 「海と埋立地のみち」 ～大田区の臨海部～ ※平成 27 年度調査実施

<生き物の生育・生息空間の状況>

(植)クスノキ、マテバシイ、クロマツ、オオイヌノフグリ、キョウチクトウ、ハマオモト、ツツブキ (昆)チョウトンボ、リュウキュウツヤハナムグリ、ナナフシモドキ、アオマツムシ、キマワリ (鳥)ハヤブサ、モズ、シジュウカラ、イソシギ、ササゴイ、キジバト、コアジサシ、コガモ

※ 生き物の名称に記載された記号の意味は以下の通り

(植)：植物 (鳥)：鳥類 (昆)：昆虫類 (爬)：爬虫類






3 生物多様性における大田区の目指す姿と取組の方向性

大田区に残っている豊かな緑や水辺環境の保全に取り組むとともに、緑の拡充や水辺環境の整備を進め、多種多様な生物が生息・生育できる自然共生社会を目指します。

そのためには、引き続き区内の生物や植物の生息環境について継続的に調査を行い、変化状況や実態把握に努めます。その上で、多種多様な生物の生活空間として不可欠な水と緑のネットワークの構築に向けて、緑の量や質、規模、適正な配置に取り組むとともに、水辺環境を整備し、水と緑に囲まれたまちづくりを進めます。

また、区民、団体、事業者など、多様な主体の参画を促すため、情報発信や自然と触れ合う機会を提供し、生物多様性の保全・再生に向けた普及啓発に取り組めます。

4 進捗管理指標＜基本目標Cの取組が目指すSDGsへの貢献＞

| 【メインゴール】 | 【大田区環境版 SDGs】 | 【サブゴール】 (メインの取組によって波及効果が期待できるSDGs) | |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
|  | 大田区の貴重な自然と生きものを未来に残し、自然共生社会を目指そう。 |     | |
| 進捗管理指標 C | | 基準年度 | (目標年度) |
| ① | 緑被率 | 平成 30 年度 | 令和 12 年度 |
| | | 18.3% | ※検討中 |
| ② | 直径 40 cm以上の樹木の本数 | 平成 30 年度 | 令和 12 年度 |
| | | 8531 本 | ※検討中 |
| ③ | 公共施設緑化実績 | 令和 2 年度 | 令和 6 年度 |
| | | 25,954 m ² | 31,154 m ² |
| ④ | 区民 1 人当たりの公園の標準面積 | 令和 3 年度 | 令和 6 年度 |
| | | 4.16 m ² | 6.00 m ² |
| ⑤ | 自然環境調査に参加する区民の数 | 平成 27 年度 | 令和 6 年度 |
| | | 276 人 | 400 人 |
| ⑥ | 自然観察会の参加者数(応募者数)/年 | 平成 27 年度 | 令和 6 年度 |
| | | 55 人(155 人) | 150 人(300 人) |

5 取組方針

| 取組方針 | |
|----------------------|------------------------------------------------------------------|
| C-1 まちを彩り心を潤す緑事業 | (1)緑の普及啓発 (2)緑の育成・保護 |
| C-2 水と緑のネットワークの構築 | (1)緑の基盤づくり (2)水の環境軸の形成 |
| C-3 生物多様性の保全・再生 | (1)生物多様性の理解促進 (2)自然・生物調査 (3)特定外来生物の防除 (4)生き物の生育・生息空間づくり |

C-1

まちを彩り心を潤す緑事業

大田区において生物多様性の確保を図るためには、都市における緑の量の確保、適正な配置、質の向上に向けて、地域と連携しながら緑づくりを推進し、区全体の緑の保全に取り組んでいく必要があります。

区は、一人ひとりが緑を育み、守るための行動の原動力となる環境保全意識を醸成するために、区民や地域が主体的に緑づくりに参加できる機会を提供します。また、緑の保全に向けて必要な支援を行います。

(1) 緑化の普及啓発

まちの個性を地域住民と連携して「まちの緑」で表現するとともに、まちなかに残された貴重な緑を保護することで、大田区の緑化に対する区民意識の向上へと繋がります。また、幅広い世代を対象として、パネル展示やイベント等を行うことで、環境保全への意識啓発に取り組みます。

事業イメージ

- ①18色の緑づくり ②まちの緑の図 ③緑の講演会 ④緑のカーテン講習会
- ⑤緑化普及講座 ⑥おおた住まいづくりフェアへの出展 ⑦おおたの名木選

(2) 緑の育成・保護

まちなかに残された貴重な緑や、地域の景観的なシンボルとなっている樹木、区有地・民有地内の樹木・樹林等に対して、保全区域等の指定や助成などの制度を活用し、区内の貴重な緑の保護に努めます。

事業イメージ

- ①生垣造成助成 ②植栽帯造成助成 ③屋上・壁面緑化助成 ④樹木・樹林の保護（保護樹木等）
- ⑤特別緑地保全地区維持管理助成 ⑥区民緑地 ⑦民有緑地の保全(特別緑地保全地区指定)
- ⑧農地の保全（生産緑地地区の指定） ⑨桜の名所の保全・再生 ⑩馬込自然林区民緑地の維持管理

C-2

水と緑のネットワークの構築

大田区の豊かな水辺の自然や緑を一体として捉え、双方の質の向上を図ることで、水と緑に囲まれた潤いと安らぎのあるまちづくりを進めます。また、水と緑のネットワークを構築することは、多くの生き物の生息空間を守るとともに、生態的ポテンシャルを高めることにつながります。

「大田区緑の基本計画（グリーンプランおおた）」と連携し、地域ごとの特色を生かし、水辺環境の保全・再生や緑の確保等を図り、大田区における水と緑のネットワークの構築を目指します。

(1) 緑の基盤づくり

学校施設をはじめとして、公共施設の緑化や道路空間の積極的な緑の保全・創出に取り組むとともに、区内のみどりの総合的な機能拡充を図るため、空港臨海部地域や内陸部でのみどりの拠点となる公園・緑地の整備を推進します。また、呑川緑道、桜のプロムナードの散策路を整備し、水と緑のネットワーク形成を推進します。

事業イメージ

- ①公共施設の緑化推進（学校緑化等） ②羽田空港跡地第1ゾーン整備方針に基づく土地利用の推進
- ③呑川緑道の整備 ④桜のプロムナードの整備 ⑤拠点公園の整備、地域に根ざした公園の整備

(2) 水の環境軸の形成

河川や池沼、臨海部の海辺などに残された貴重で多様な水辺環境を保全するとともに、新たな緑づくりの中で水辺環境の保全・再生に取り組みます。

事業イメージ

- ①公共溝渠の整備 ②海辺の散策路の整備 ③（新）大森ふるさとの浜辺公園人工干潟の管理

C-3

生物多様性の保全・再生

私たちの生活や経済の基盤は、生物多様性といわれる生態系の上で成り立っていますが、現在、その生物多様性が危機的状況であることを広く社会に浸透させる必要があります。生物多様性の保全・再生に向けて、多様な生き物が生息できる環境づくりについて啓発を行い、生物多様性に関する理解促進を図ります。また、野生生物の調査により実態把握や特定外来生物の防除に努め、生き物の生息環境の量や質の向上に取り組みます。

(1) 生物多様性の理解促進

生物多様性の理解促進を図るには、多種多様な生きものやそれらが生息できる環境を観察し、実態を把握することが必要です。区民が参加する観察会などに取り組み、環境保全の大切さ啓発します。

事業イメージ

- ①自然観察会 ②自然観察路整備

(2) 自然・生物調査

区内の自然環境や動植物などの実態や変化を把握し、多様な生き物が息づく緑のまちづくりに活かしていきます。加えて、絶滅のおそれのある野生生物の調査のため、生物生息調査を行い、区内の絶滅危惧種の把握に努め保護を呼びかけます。

事業イメージ

- ①水生生物等調査 ②区民参加型の自然環境調査

(3) 特定外来生物の防除

国や東京都との連携により特定外来生物の防除・駆除を進め、生態系への被害防止に努めます。

事業イメージ

- ①ハクビシン、アライグマの捕獲 ②注意喚起ポスターの掲出

(4) 生き物の生育・生息空間づくり

生き物が生育・生息できる空間を確保するため、みどりの拠点や環境軸及び水の環境軸の一部や区管理の公園において、必要に応じて国や東京都との連携を図りながら、生物多様性に配慮した緑地管理を実施します。また、区が管理する公園や施設等の一部を開放するなどして、区民等が主体的に取り組めるビオトープづくりや、アオスジアゲハをシンボルとしたバタフライガーデンなど、環境整備や環境学習等の取組を進めます。

事業イメージ

①バタフライガーデンの整備 ②コアジサシ保護活動 ③水辺の楽校

基本目標 D 快適で安全な暮らしの実現

■ 現状と課題、今後の方向性 ■

区内外に誇れる美しいおおたのまちを創造し、良好な生活環境を確保していくためには、景観・美観に配慮した取組の推進のほか、路上喫煙対策や、地域と連携した美化活動をより一層、推進していく必要があります。

生活・都市環境の現状としては、各種規制法令が整備されたものの、騒音、振動、悪臭等に関する相談は年間で 300 件程度寄せられています。また、東京国際空港（羽田空港）の新飛行経路の運用に伴う影響や、幹線道路などから発生する騒音や振動などへの対応が求められています。加えて、頻発する集中豪雨や台風などの大雨から区民の安全を守り、安心できる生活を支えるため、建物などからの雨水流出を抑制し、下水道や河川に流入する雨水の量を軽減していくことなどが必要です。

このような諸課題に対して、区は、継続的な調査を実施することで実態を把握し、国や東京都と必要に応じて連携しながら適正な対策を講じるとともに、雨水貯留槽及び雨水浸透施設の設置・利用拡大などの総合的な治水対策に取り組み、安心して快適な生活環境の確保に努めます。

1 進捗管理指標＜基本目標Dの取組が目指す SDGs への貢献＞

| 【メインゴール】 | | 【大田区環境版 SDGs】 | 【サブゴール】 (メインの取組によって波及効果が期待できる SDGs) | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|  | | 安心して快適という魅力をそなえ、日本の玄関口として世界に向けて輝く都市を目指そう |    | |
| 進捗管理指標D | | 基準年度 | (目標年度) | |
| ① | 喫煙に関する苦情・相談件数 | 令和 2 年度 | 令和 6 年度 | |
| | | 385 件 | 347 件 | |
| ② | 一般局における光化学オキシダント濃度の年平均値 | 令和 2 年度 | 令和 6 年度 | |
| | | 0.030ppm | 0.030ppm | |
| ③ | 道路交通騒音の環境基準達成率 | 令和 2 年度 | 令和 6 年度 | |
| | | 83.8% | 100% | |
| ④ | 呑川（山野橋・底層）の溶存酸素量 | 令和 2 年度 | 令和 6 年度 | |
| | | 1.4mg/L | 2.0mg/L | |

2 取組方針と施策

| 取組方針 | 施策 |
|-------------------|--------------------------------------------------|
| D-1 美しい都市環境の創造 | (1) 歩きたばこ・路上喫煙対策 (2) 地域美化活動の推進 (3) 景観計画の推進 |
| D-2 環境保全対策 | (1) 騒音・振動調査 (2) 大気環境の保全対策 (3) 水環境の保全対策 |

| D-1 | 美しい都市環境の創造 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| <p>羽田空港を有する大田区は、日本の玄関口として、区民だけでなく、来訪者に対しても大田区の魅力を感じてもらえるまちづくりを進めていくことが重要です。</p> <p>区は、「大田区屋外における喫煙マナー等に関する条例」に基づき、路上喫煙対策を着実に推進し、美しいまちづくりを進めるとともに、健康面への影響の軽減に努めます。</p> <p>また、大田区の自然、歴史、生活文化あふれる豊かで多様な景観づくりを通じて、地域への愛着と美化意識の醸成を図り、清潔で魅力的な美しい都市環境の実現を目指します。</p> | |

(1) 歩きたばこ・路上喫煙対策

喫煙する人とならない人が共存できる環境を実現し、区民の生活環境の向上を図ることを目的として、喫煙マナーの周知徹底に努めるとともに、分煙環境の整備等総合的な施策を推進します。

事業イメージ

① 公衆喫煙所整備及び運用 ② 喫煙マナー向上のための啓発・指導 ③ 巡回喫煙マナー啓発・指導業務 ④ 喫煙マナー啓発用ポスター及びステッカーの掲示及び配付、小型横断幕の掲出

(2) 地域美化活動の推進

区民等、事業者及び団体の相互協力による、美化活動を支援し、地域の美化を推進します。

事業イメージ

① 地域美化活動の支援（支援用品の支給） ② 地域力を活かした美化アクション活動
③ ふれあいパーク活動 ④ おおた花街道

(3) 景観計画の推進

各地域の特性に応じた自然や多様な歴史資源、生活文化をまちづくりに活かすため、「大田区景観条例」や「大田区景観計画」に基づき、個性と魅力あふれる良好な景観形成を誘導します。

事業イメージ

① 景観条例に基づく行為の事前協議 ② 景観計画の推進（景観まちづくり賞）

D-2

環境保全対策

環境問題には、地球温暖化問題のような地球規模の問題に加え、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動など、地域規模の問題に分けられます。特に大田区は、国道など自動車交通量の多い主要な道路から発生する二酸化窒素等による大気汚染に加え、鉄道や羽田空港による騒音や振動などへの対策を図ることで、美しい都市環境を維持するとともに、さらなる改善を目指していきます。

また呑川の水質汚濁の改善などの環境保全対策も着実に取り組む必要があります。

そのためには、東京都や河川流域自治体との連携をするとともに、事業者に対する指導を強化することで、大田区の良い生活環境の確保に向けた取組を推進します。

(1) 騒音・振動調査

自動車や鉄道、航空機からの騒音や振動の調査を実施することで、実態把握を行います。その結果を元に関係機関へ対策を要望することで、快適な暮らしの実現につなげます。

事業イメージ

- ①幹線道路面的評価監視に係る調査
- ②要請限度調査
- ③鉄道騒音・振動調査（新幹線・在来線）
- ④航空機騒音の把握

(2) 大気環境の保全対策

区内の大気汚染の状況を把握するため、住宅地などの一般環境、主要な道路沿線に測定局を設置し、常時測定を行います。光化学スモッグによる被害を防止するため、光化学オキシダント濃度が高くなった場合には、光化学スモッグ注意報等を発令します。

事業イメージ

- ①大気汚染常時監視測定

(3) 水環境の保全対策

東京都や流域自治体と連携して、合流式下水道の改善、浄化施設などの総合的な水質浄化対策やユスリカ対策などを実施していきます。

また、透水性舗装や雨水貯留槽、屋上緑化の整備などにより、下水道へ流入する雨水の量と河川へ越流する下水の量を削減するとともに、地下水や湧き水のかん養に努めます。

さらに、下水道からの越流水そのものの汚濁を減らすため、生活排水減量の啓発活動を実施するほか、区道の路面や雨水ますの清掃などを実施します。

河川の実態や水質浄化対策の効果を把握するため、定期水質調査や河川パトロールを実施します。

事業イメージ

- ①呑川水質・底質定期調査及び水質連続測定等の調査
- ②水質浄化対策の検討・研究
- ③水質浄化対策の実施
- ④透水性舗装
- ⑤道路浸透ますの設置
- ⑥雨水浸透ます・雨水貯留槽の設置補助事業

基本目標 E 循環型社会の構築

■ 現状と課題、今後の方向性 ■

循環型社会形成推進基本法では、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促進するとともに、廃棄物等の処理の優先順位を、発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分とするなど、持続可能な社会の実現を目指しています。また、平成 30 年策定の「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、新たな数値目標と、概ね 2025 年までに国が講ずべき施策が示されています。




その後、新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出自粛、テレワークの実施などワーク・ライフスタイルの大幅な変容に伴い、区収集ごみ量の増加やごみ組成の変化への対応が必要となっています。さらに、食品ロスの削減、プラスチックごみの適正処理などの新たな課題への対応が迫られており、循環型社会のさらなる推進が強く求められています。

区は、令和 2 年度改定の「大田区一般廃棄物処理基本計画」を踏まえ、「区民、事業者、区が連携して目指す循環型社会の実現」という基本理念の下、令和 7 年度の区民 1 人 1 日あたりの区収集ごみ量の目標値である 471 g を目指し、3 R と適正処理を推進するとともに、ごみ焼却による温室効果ガス排出量と埋立処分量の削減に努めます。

そのためには、区民、事業者に対して、発生抑制や再使用を優先し、資源を無駄なく循環利用する新たなライフスタイルへの定着に向けた、継続的かつ効果的な情報発信が必要です。

また、廃棄物や資源を適切に処理するには、中間処理施設を管理・運営する東京二十三区清掃一部事務組合や関係事業者との連携・協力が不可欠です。そのため、各清掃事務所や大田区環境公社等の関係部署との調整を着実にを行い、適正処理を確保することで循環型社会の構築を図っていきます。特に、プラスチックの削減は、食品ロスの削減と並んで重点施策と位置づけ、環境負荷等に対する評価とコスト分析を踏まえ、具体的な実施方法を検討していきます。

1 進捗管理指標<基本目標 E の取組が目指す SDGs への貢献>

| 【メインゴール】 | 【大田区環境版 SDGs】 | 【サブゴール】 (メインの取組によって波及効果が期待できる SDGs) | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
|  | 区民 1 人 1 日あたりのごみの排出量を 10 年間で 53 (ごみ) g 減量しよう。 そのために、日頃からごみの減量やリサイクルの推進に向けてできることから行動していこう |   | |
| 進捗管理指標 E | | 基準年度 | (目標年度) |
| ① | 区民 1 人 1 日あたりのごみと資源の総量 | 令和 3 年度 | 令和 6 年度 |
| | | 660 g / 人日 | 612 g / 人日 |
| ② | 区民 1 人 1 日あたりの区収集ごみ量 | 令和 3 年度 | 令和 6 年度 |
| | | 512 g / 人日 | 475 g / 人日 |

2 取組方針と施策

| 取組方針 | 施策 |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| E-1 3 R + Renewable の推進 | (1)ごみ減量・3R推進のPRの充実 (2)リサイクル活動等の推進 (3)廃プラスチックに関する取組 (4)食品ロスの削減 (5)環境学習の実施 |
| E-2 さらなるごみの適正処理推進 | (1)有用金属の再資源化 (2)徹底した分別によるリサイクルの推進 (3)事業者に対する指導強化 |

| E-1 | 3 R + Renewable の推進 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| <p>循環型社会を実現するためには、事業者を含め区民一人ひとりが発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）（以下、2 R という。）を心がけ、可能な限りごみを排出しない生活様式への転換を図ることが重要です。</p> <p>2 R を行ってもなお、排出される不要物については、可能な限り再生利用（Recycle）に向けた排出を促し、環境負荷の低減に努めます。</p> <p>さらに、再生可能な資源の利用（Renewable）を通じて、区民や事業者の意識改革と行動変容を促進し、地球温暖化や海洋汚染につながる廃プラスチックや食品ロスの抑制に取り組んでいきます。</p> | |

(1) ごみ減量・3 R 推進のPRの充実

区民や事業者に対して3 Rの行動を定着させるために、様々なツールを活用し広く周知を行います。

| 事業イメージ |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①「大田区清掃とリサイクル」 ②「みんなでごみを減らそうよ」 ③「清掃だより」 ④「資源とごみの出し方・分け方」 ⑤大田区ごみ分別アプリ ⑥大田区清掃・リサイクル協議会との連携 |

(2) リサイクル活動等の推進

リサイクル活動グループへの支援を継続するとともに、回収量増大に向けた対応に取り組めます。

| 事業イメージ |
|---------------------------------|
| ①資源持ち去り防止パトロール ②持ち去り防止シール ③集団回収 |

(3) 廃プラスチックに関する取組

現在、プラスチックはサーマルリサイクル（熱回収）により処理されていますが、焼却に伴い温室効果ガスが発生します。地球温暖化防止及び脱炭素社会を目指すために、プラスチックの再生利用（Recycle）の一層の推進が必要です。

プラスチックをできるだけ使わない新しいライフスタイルへの転換や、プラスチックごみ削減に向けて、プラスチック製容器包装及び製品プラスチックの効果的な資源回収に取り組みます。

事業イメージ

- ①プラスチックごみの削減に向けた普及啓発 ②地域美化アクション（再掲） ③廃プラスチックに関する取組の検討・施策化

(4) 食品ロスの削減

食品ロスは日本全体で年間 600 万トン以上（※注釈 平成 30 年度推計値）にも及び、排出元となる家庭、事業者双方が削減に向けて取組を強化することが不可欠です。

区は食品関連事業者や関係団体と連携し、適正量の購入や賞味期限、消費期限の近い食品から消費することを心がける、といった社会全体の消費行動の転換を促進し、食品ロスの削減を図っていきます。

事業イメージ

- ①フードドライブ ②食品ロス出前授業 ③大田区食べきり応援団
④地産地消型未利用食品マッチング

(5) 環境学習の実施

幅広い世代に対して、ごみの正しい排出方法やリサイクルの重要性、新たな環境課題や対策のための具体的な解決行動などについて理解を深めるための学習機会を提供します。

事業イメージ

- ①小学校、児童館・保育園における環境学習 ②自治会町会への出前講座

E-2

さらなるごみの適正処理推進

やむを得ず排出された不燃ごみや粗大ごみに含まれる資源物の有効活用を図ります。また、事業者に対しては自己処理責任の徹底を促すとともに、正しい分別・排出を指導し、ごみの減量と適正処理につなげます。

(1) 有用金属の再資源化

使用済小型電子機器類や、不燃ごみ・粗大ごみに含まれる金属系有価物の資源化など、ごみを資源に変える取組をさらに推進します。

事業イメージ

- ①（新）粗大ごみ及び不燃ごみに含まれる有価物の再資源化

(2) 徹底した分別によるリサイクルの推進

さらなるリサイクルの推進に向けて、対象品目や回収手法について検討を進めていきます。

事業イメージ

- ①（新）古着の行政回収 ②新たな再資源化手法の検討

(3) 事業者に対する指導強化

延べ床面積 3,000 m²以上の建築物を建設する事業者に対して、条例に基づき廃棄物等保管場所の設置を求めます。また、事業用建築物については、立入指導により廃棄物の減量と適正処理に向けた助言などを行います。

事業イメージ

- ①区民・事業者への排出ルール周知 ②事業者への事業用大規模建築物における再利用計画書の提出 ③事業者への廃棄物保管場所・再利用対象物保管場所事前届出

第5章

大田区気候変動適応方針

第5章 大田区気候変動適応方針

1 大田区気候変動適応方針の基本的事項

(1) 策定の趣旨

我が国においては、地球温暖化対策推進法の下で温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化を抑制するための対策（緩和策）が進められてきました。一方で、近年、猛暑や集中豪雨、大型台風の影響やそれに伴う自然災害の増加、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症による救急搬送患者の増加など、気候変動の影響は私たちに身近なところで顕在化しています。大田区でも、令和元年台風第19号の際には多摩川の堤防が決壊の危機に瀕し、内水氾濫により多くの家屋に浸水被害が発生しました。このような自然災害をはじめ、気候変動による影響は今後、長期にわたり継続・拡大する恐れがあります。

既に顕在化している気候変動の影響や被害を回避・軽減するために、平成30年12月に気候変動適応法が施行されました。この法律では、気候変動の影響は地域特性によって大きく異なることから、自然的、経済的、社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するとともに、事業者や国民に対しても、国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力し、リスク回避に向けて連携して取り組んでいくことを求めています。

将来的な気候変動の影響を軽減するための緩和策と、既に顕在化している気候変動の影響に対処していく適応策は、両輪で取り組んでいくことが重要です。本方針は、気候変動の影響から区民の生命や財産を守るため、現時点での区の適応策の考え方を示すものです。

(2) 方針の位置付け

本方針は、気候変動適応法第12条に基づく大田区地域気候変動適応計画として位置付けます。

(3) 大田区の地域特性

大田区は東京都の東南部に位置し、東は東京湾に、西と南は多摩川に面しています。武蔵野台地の東南端にあたる北西部の丘陵地帯と、東南部の低地に2分され、低地部は、海岸や多摩川の自然隆起と体積によってできた沖積地と、それに続く埋め立て地で構成されています。閑静な住宅街、商業エリア、臨海部の向上・物流施設など、多様な地域性を有しています。

面積は61.86㎢で23区で最も広く、海拔は、田園調布付近で最高で42.5m、南東に向かって次第に低くなり、低地部の高いところで約5m、海岸線や埋め立て地では約1mです。

2 気候の状況と将来予測

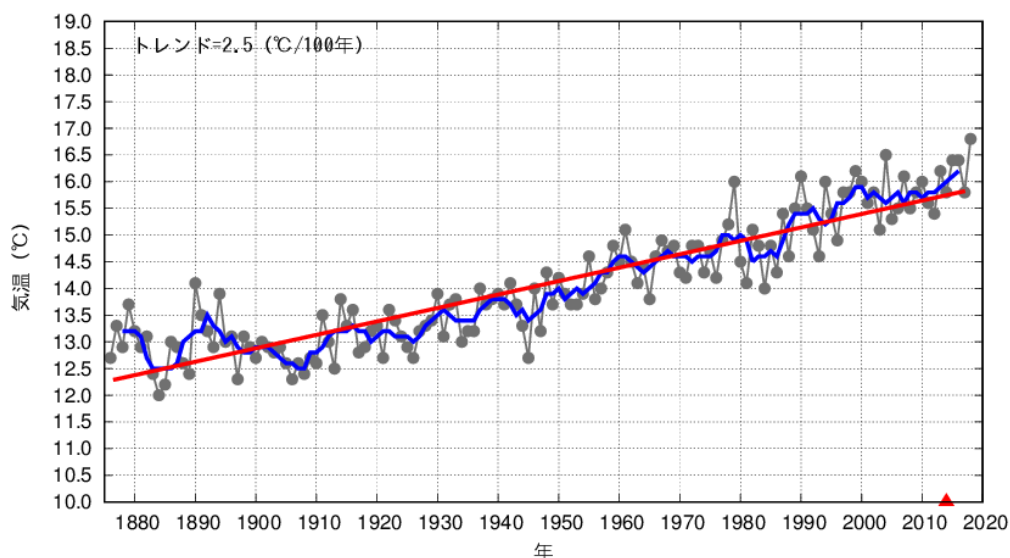
(1) これまでの気候の状況

長期的な気候の変

化傾向について、気象庁の観測所のデータに基づいて示します。

① 東京の年平均気温

東京管区気象台で観測された年平均気温の経年変化は、上昇傾向が現れています。

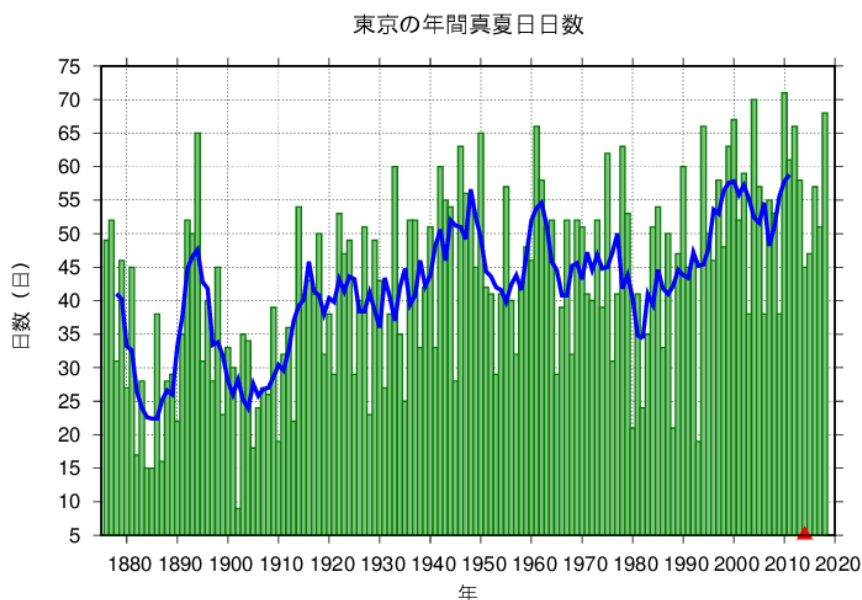


(出典) 気象庁HP

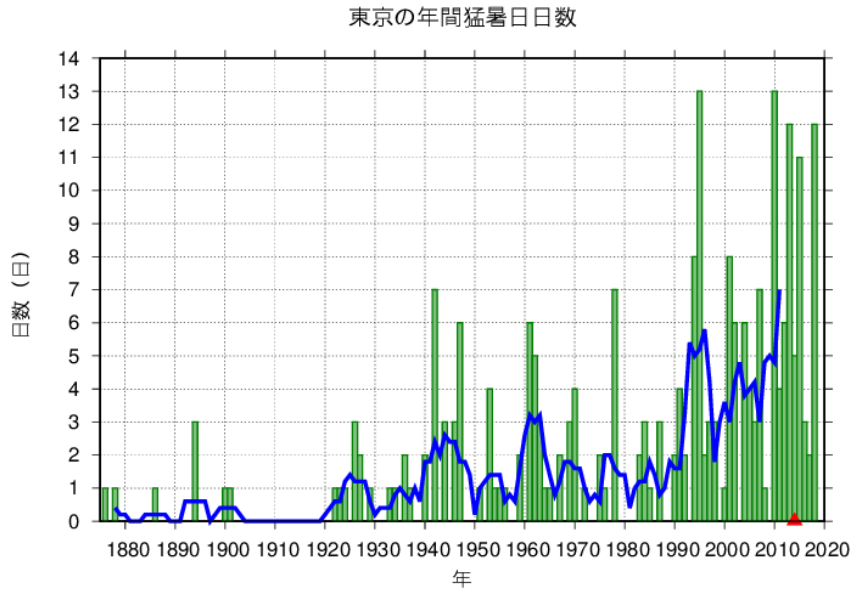
※東京管区気象台は 2014 年 12 月に観測場所を千代田区大手町から港区虎ノ門へ移転

② 東京における真夏日、猛暑日の年間日数

真夏日（最高気温が 30°C 以上の日）、猛暑日（最高気温が 35°C 以上の日）の日数とも増加傾向が現れています。



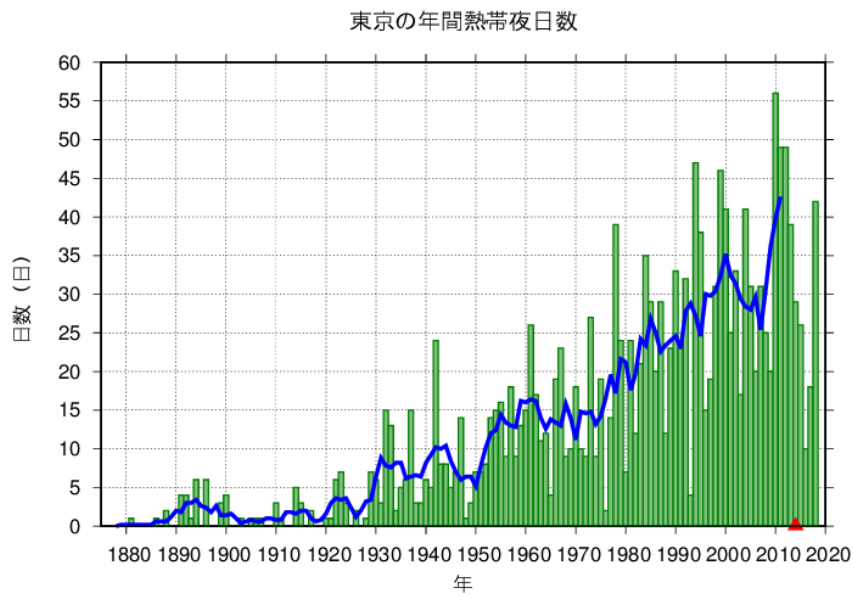
(出典) 気象庁HP



(出典) 気象庁HP

③ 東京の年間熱帯夜日数の経年変化

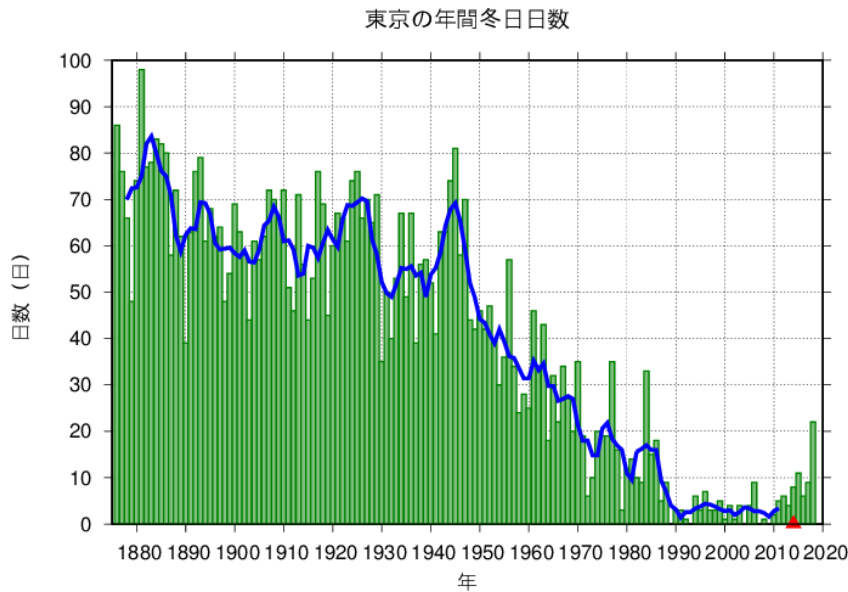
年間熱帯夜日数（日最低気温が 25℃以上の日）は増加傾向が現れています。



(出典) 気象庁HP

④ 東京における冬日日数の経年変化

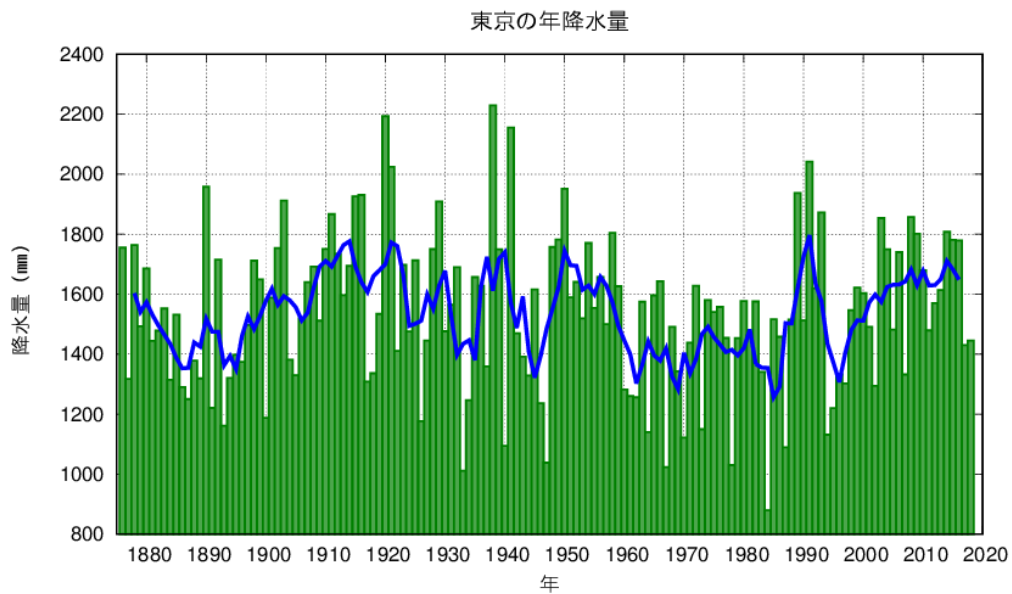
冬日（日最低気温が0℃未満の日）の日数については減少傾向が現れています。



(出典) 気象庁HP

⑤ 東京の年降水量の推移

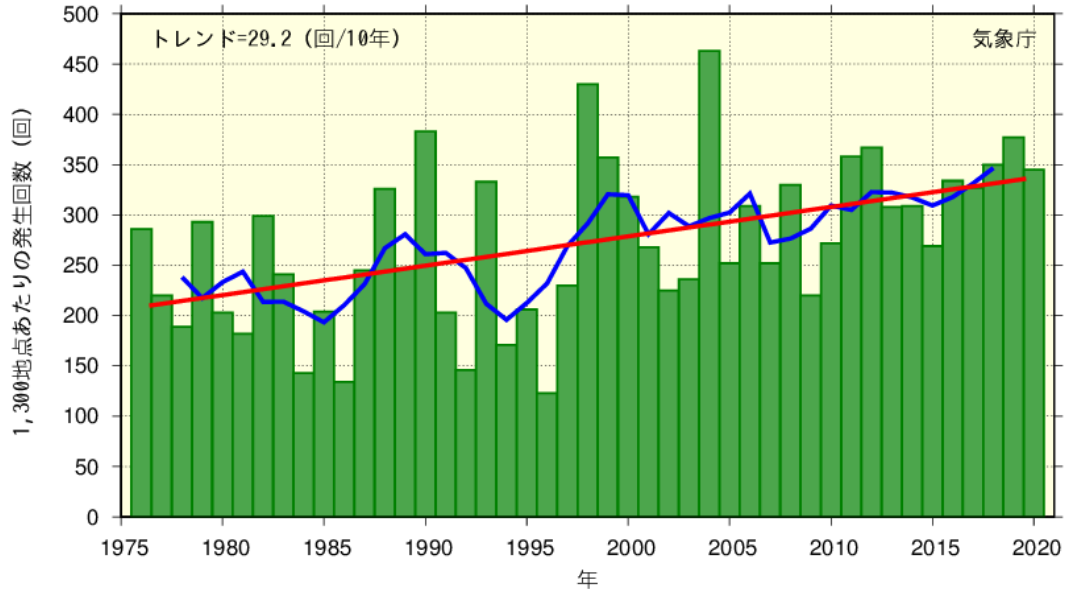
東京の年降水量は年によって増減が大きく、現段階で顕著な変化傾向は確認できません。



(出典) 気象庁HP

⑥ 全国の短時間豪雨の年間発生回数

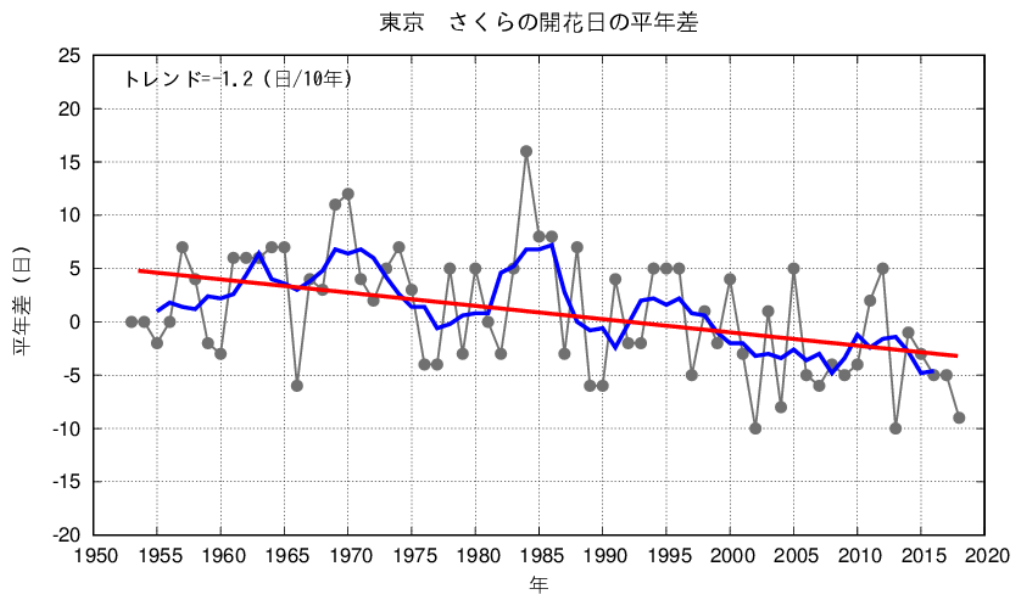
気象庁がまとめた全国 1,300 地点の発生回数では、最近 10 年間（2009～2018 年）の平均年間発生回数は、統計期間の最初の 10 年間の平均年間発生回数と比較し、約 1.4 倍に増加しています。



(出典) 気象庁HP

⑦ 東京におけるさくらの開花日の平年差

さくらの開花日は早期化傾向にあることが確認できます。



(出典) 気象庁HP

(2) 将来予測

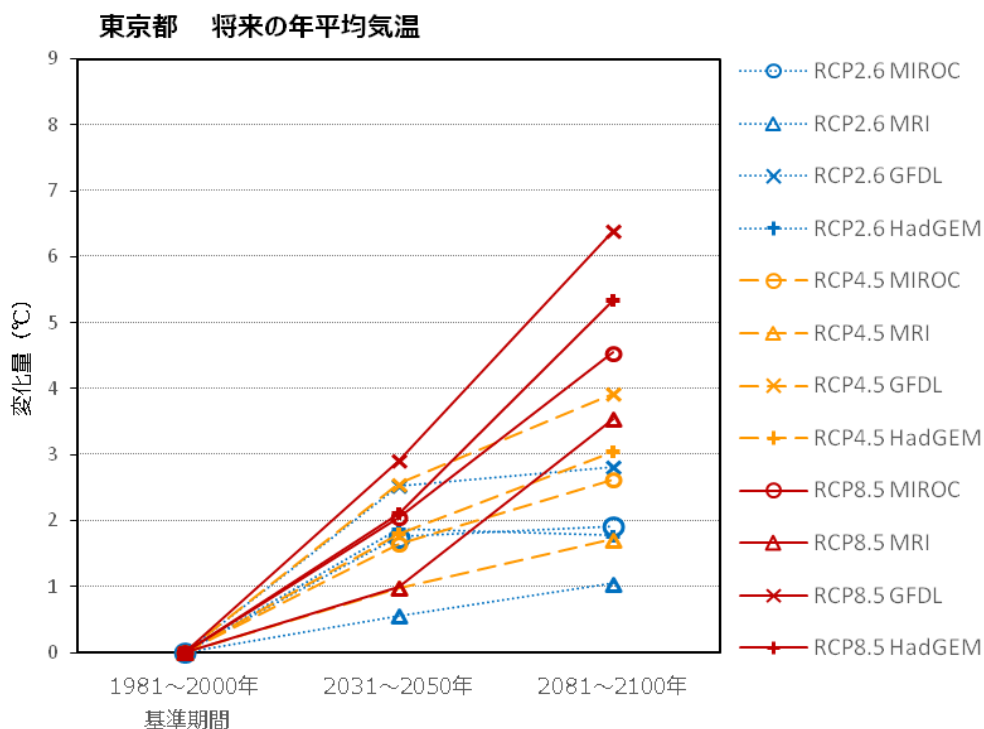
将来の気候の長期的な変化傾向については、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書で用いられている RCP シナリオに基づき、気象庁等が資料を公開しています。本項目では、特に大田区において影響が大きいことが予測される項目について示します。



(出典)「A-PLAT」HP 「気候変動の観測・予測データ」

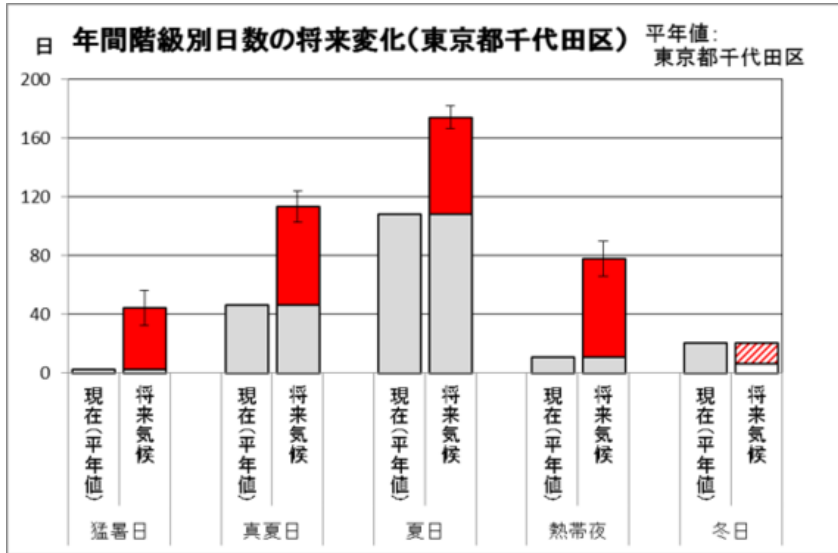
① 東京都 将来の年平均気温

厳しい温暖化対策をとった場合とそうでない場合のいずれのシナリオでも、年平均気温は上昇すると予測されています。



(出典)「A-PLAT」HP 「気候変動の観測・予測データ」

- ② 東京都における猛暑日・真夏日・夏日・熱帯夜・冬日日数の将来気候における変化
 猛暑日・真夏日・夏日・熱帯夜の日数については増加すると予測されています。また、冬日の日数は減少していくと予測されています。

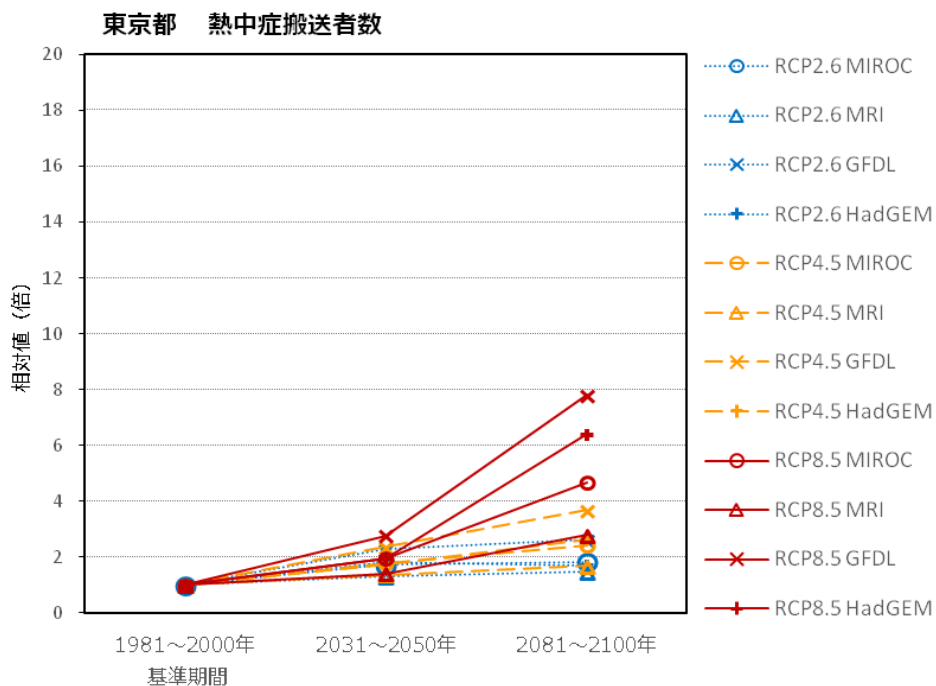


(出典) 気象庁：気候変化レポート 2018

- ・ 灰色の棒グラフは平年値、赤色は将来気候の現在気候との差を表しています。
- ・ 黒細線は年々変動の標準偏差を示す。

③ 東京都 熱中症搬送者数

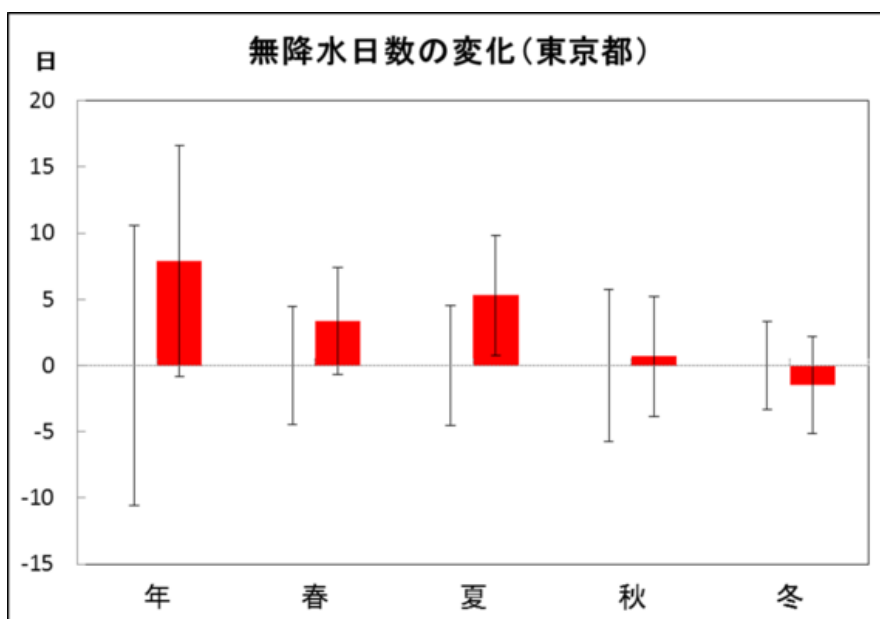
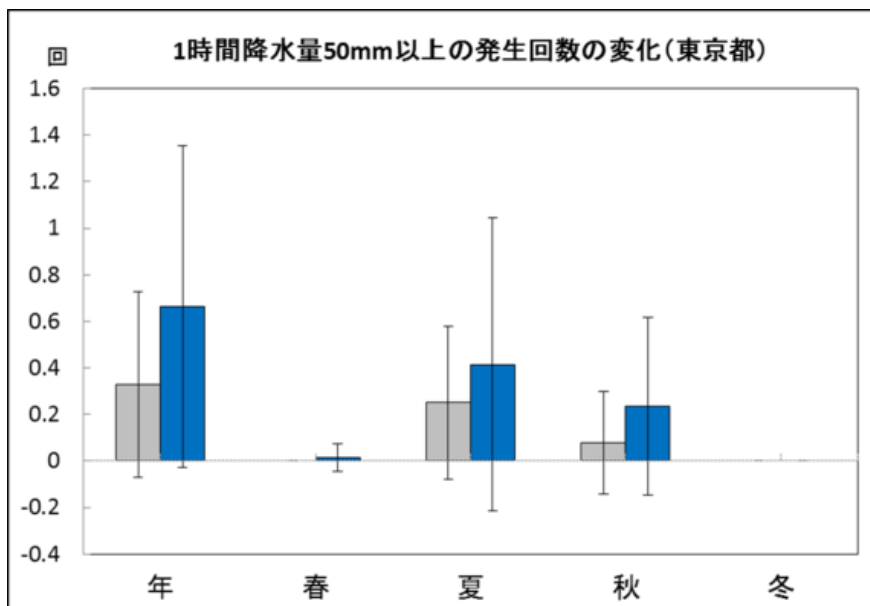
熱中症搬送者数は将来的に最大で約8倍増加すると予測されています。



(出典) 「A-PLAT」 HP 「気候変動の観測・予測データ」

④ 東京都の短時間強雨・無降水日

将来気候における東京都の1時間降水量50mm以上の回数は、特に夏季、秋季において増加すると予測されています。また、無降水日数も増加すると予測されています。



(出典) 気象庁：気候変化レポート 2018

3 適応方針の基本的な考え方

本方針では、大田区の地域特性や近年の災害の動向、国の気候変動適応計画を踏まえ、次のとおり基本戦略を設定します。区は、これらの基本戦略の下、関係機関や関連部局間で緊密に連携を取りながら、区民の命や財産を守るため、効果的に適応策を推進します。

基本戦略1 気候変動の影響に関する情報の収集

気候変動の影響に関して、科学的知見に基づく最新の情報を常に収集するとともに、大田区が抱える気候変動リスクを分析し、関係機関等と連携しながら適応策の強化・推進を進めます。

基本戦略2 区民・事業者に対するリスクや将来予測に関する情報提供

基本戦略1に基づき収集した情報を整理し、ホームページや講演会、セミナー、環境学習等の普及啓発活動を通じて区民や事業者に対して提供し、リスクを回避する行動を促進するとともに、緩和策の一層の推進に向けた機運醸成を図ります。

基本戦略3 区のあらゆる計画や施策等に適応の視点を盛り込む

気候変動の影響は広範囲に及ぶことから、区の事業計画の策定や見直し時、事務事業の実施に際しては、必要に応じて適応の視点を盛り込み、効果的・効率的に適応策を推進します。

4 大田区における気候変動適応策

本項目では、気候変動影響評価報告書（平成27年3月版及び令和2年12月版）において示された「農業・林業・水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」の7つの分野から、大田区の地理的・社会的条件を踏まえて特に関わりの深い「自然災害・沿岸域」、「健康」、「国民生活・都市生活」の3分野における区の適応策を示します。

環境影響評価報告書によると、自然災害・沿岸域分野は、影響の範囲が広く、また、影響が発現する可能性が高く、社会・経済・環境への影響の規模及び頻度が增大するため、重大性は「特に重大な影響が認められる」と評価される傾向にあります。

気候変動による健康面への影響としては、真夏日・猛暑日の日数が増加することにより、熱ストレスや、熱中症リスク、暑熱による死亡リスクなどが増加する恐れがあります。また、感染症を媒介する節足動物（蚊など）の分布可能域や、人的被害を及ぼす外来生物の侵入が増加する可能性があります。

国民生活・都市生活への影響としては、短時間強雨や渇水の増加等によりインフラ・ライフライン

インや、観光業、地場産業等に被害を及ぼす可能性があるほか、生物や植物などの観測や名所等にも影響する可能性があります。また、都市部ではヒートアイランドの影響により、生活の快適さが損なわれる可能性があります。

このような影響を回避、軽減するために、区は以下の施策を推進し、予防策や対応策を講じていきます。

(1) 「自然災害・沿岸域」分野における適応策

| 大項目 | 取組の方向性 | 適応策 |
|-----|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 河川 | 災害広報情報の収集及び伝達 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害情報、避難情報等の適切な情報発信体制の確保 |
| | 災害に強い地域づくりのための情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害リスク等を周知する「ハザードマップ」の作成・周知 ➤ 浸水実績図の公表 ➤ 建築指導に伴う窓口一覧の作成 |
| | 地域防災のリスク及び避難行動の必要性の普及啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ マイ・タイムラインの普及啓発 |
| | 区の流域対策 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 雨水浸透ます設置助成 ➤ 雨水貯留槽設置助成 ➤ 浸水対策としての河川及び下水道の整備 ➤ 雨水流出抑制のための透水性舗装、浸透ますの整備、開発事業者への指導 ➤ 下水貯留施設の整備 |
| | 災害廃棄物等処理への備えの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害廃棄物等の適正かつ円滑・迅速な処理 |
| 山地 | がけ・擁壁等の崩壊防止対策 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ がけ等整備工事助成事業、所有者に対する改善指導 |
| その他 | 事業者の適応の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ BCP（事業継続計画）の策定支援（大田区簡易版BCPシートの作成・配布） |

(2) 「健康」分野における適応策

| | | |
|---------------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 暑熱（熱中症・死亡リスク） | 熱中症予防・対処法の普及啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 熱中症警戒アラートの活用 ➤ 涼み処の開設 ➤ 地域包括支援センターにおける経口補水液の配布 ➤ 民生委員による啓発物品および啓発チラシの配布 |
| 感染症 | 生活環境の衛生の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 感染症媒介蚊の発生抑制対策 |

(3) 「国民生活・都市生活」分野における適応策

| | | |
|-------------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 都市インフラ・ライフライン | 災害に強いまちづくり ※1 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 雨水浸透ます設置助成 ➤ 雨水貯留槽設置助成 ➤ 浸水対策としての河川及び下水道の整備 ➤ 雨水流出抑制のための透水性舗装、浸透ますの整備、開発事業者への指導 ➤ 下水貯留施設の整備 |
| その他(暑熱による生活への影響等) | ヒートアイランド対策 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 緑のカーテン講習会 ➤ 緑化助成(屋上・壁面緑化等) ➤ 公共施設の緑化推進(学校緑化等) ➤ 呑川緑道の整備 ➤ クールスポットの整備 ➤ 打ち水の普及促進 |

※1 区の流域対策と適応策を重複掲載

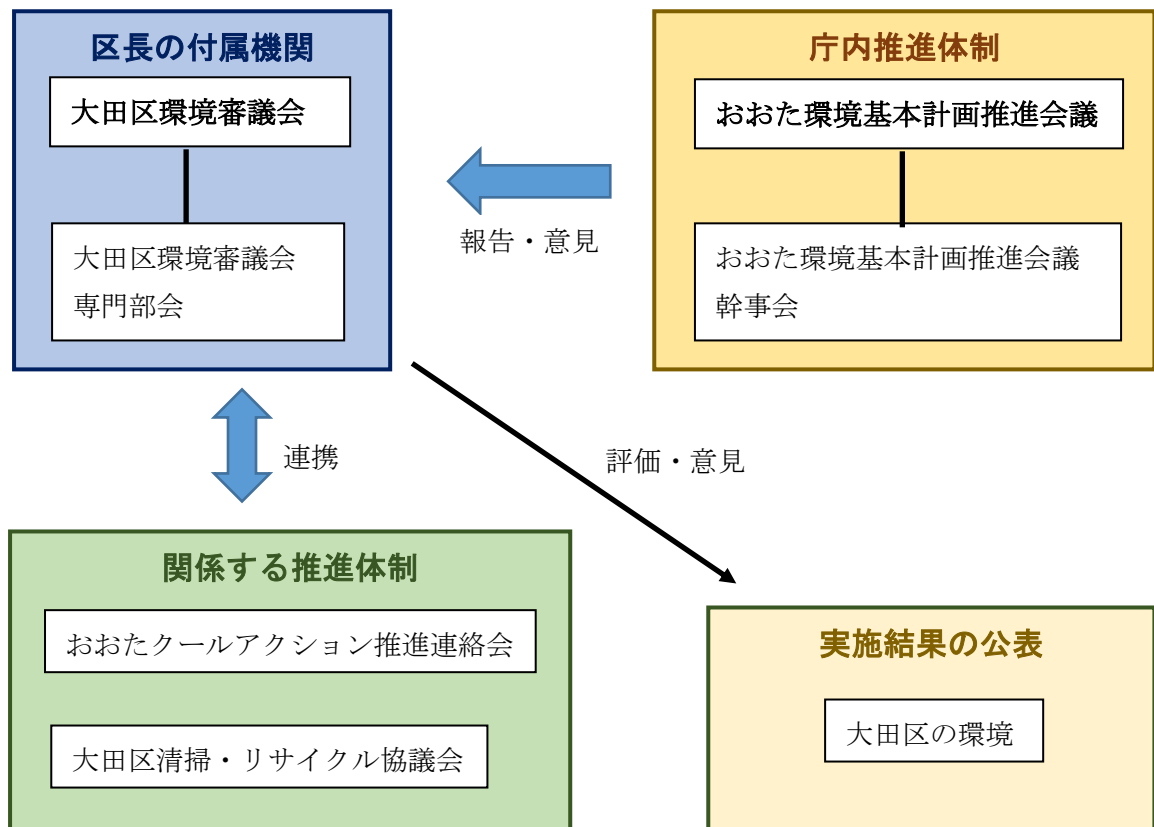
第6章

計画の進行管理

第6章 計画の進行管理

1 計画の推進体制

本計画を着実かつ効果的に推進するため、下図に示すような計画推進体制を整備するとともに、関係機関との連携を図りつつ、区民等、事業者及び区の協働による取組の展開を図っていきます。



大田区環境審議会の役割

区長の付属機関として環境基本条例に基づき設置され、区長の諮問に応じて、本計画の進捗状況や環境の保全に関する基本的事項について調査審議を行います。

また、専門的かつ効果的な調査検討、評価等を行うため、専門部会を設置します。

庁内推進体制

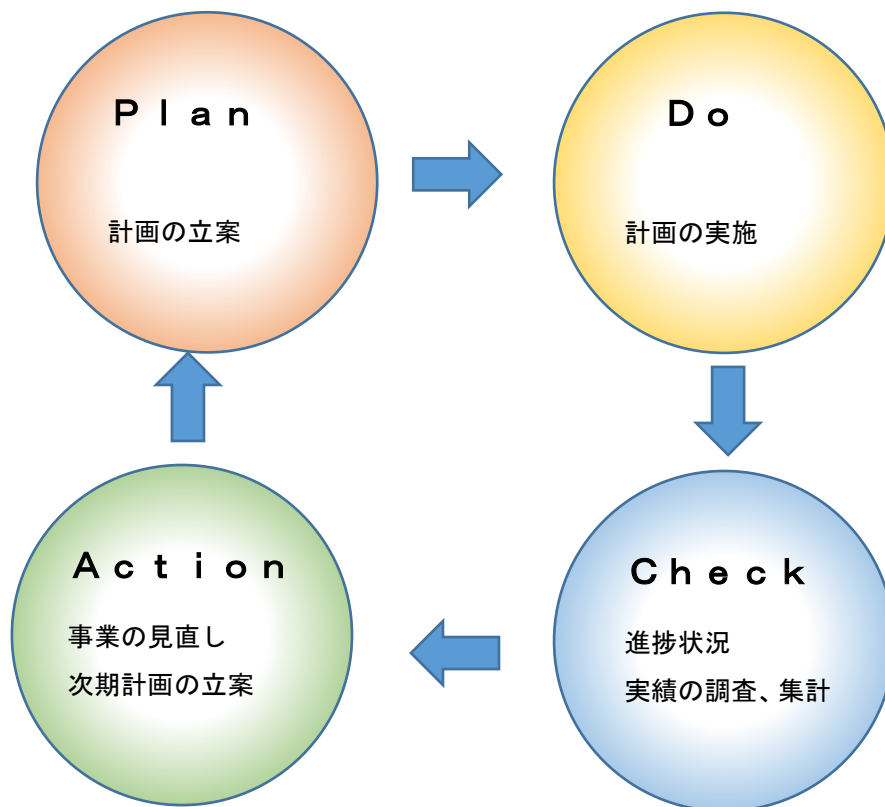
本計画の推進を図るため、区長を会長とした「おおた環境基本計画推進会議」を設置し、庁内関係部局が連携することで、本計画を着実かつ効果的に推進し、進行管理を行います。

2 計画の進行管理

PDCAサイクルによる計画の進行管理

計画の実効性の確保と着実な推進のため、区民等、事業者及び区の協働による効果的な進行管理を行う仕組みが必要です。

本計画は、PDCAサイクルに基づく進行管理システムにより、計画の推進と継続的な改善を図ります。



PDCAサイクルによる計画のイメージ

進行管理の手順

本計画の進行管理は毎年行うものとし、計画に定める取組の実績、進捗管理について調査・集計するとともに、大田区環境審議会における評価を踏まえ、「大田区の環境」を発行し、区ホームページ等を通じて公表します。

参考資料

資料1 大田区環境基本条例

資料2 計画の作成体制・経過

資料3 用語解説